

平成13年2月 定例会（第256回）
3月6日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

「えひめ丸」に米国原子力潜水艦が衝突した事故に対する
政府の迅速・的確な対応を求める意見書（案）

平成13年 2月 定例会（第256回）

平成十三年第二百五十六回定例奈良県議会会議録（第三号）

平成十三年三月六日（火曜日）午後一時開議

由本知己・北中路子速記

出席議員（四十八名）

一番	山本進章君	二番	菅野泰功君
三番	中野雅史君	四番	上田 悟君
五番	笹尾保博君	六番	奥山博康君
七番	森下 豊君	八番	粒谷友示君
九番	今井光子君	一〇番	山村幸穂君
一一番	田中美智子君	一二番	神田加津代君
一三番	鍵田忠兵衛君	一四番	中辻寿喜君
一五番	安井宏一君	一六番	丸野智彦君
一七番	森川喜之君	一八番	高柳忠夫君
一九番	田中惟允君	二〇番	樹杉和彦君
二一番	岩田国夫君	二二番	大保親治君
二三番	飯田 正君	二四番	辻本黎士君
二五番	秋本登志嗣君	二六番	小泉米造君
二七番	米田忠則君	二八番	小林 喬君
二九番	田尻 匠君	三〇番	藤本昭広君
三一番	山下 力君	三二番	畠 真夕美君
三三番	國中憲治君	三四番	山本保幸君
三五番	杉村寿夫君	三六番	松井正剛君
三七番	新谷紘一君	三八番	出口武男君
三九番	浅川 清君	四〇番	寺澤正男君
四一番	服部恵竜君	四二番	上松正知君
四三番	上田順一君	四四番	新谷春見君
四五番	中村 昭君	四六番	梶川虔二君
四七番	松原一夫君	四八番	川口正志君

議事日程

- 一、当局に対する代表質問並びに一般質問
- 一、意見書決議

○副議長（梶川虔二君） これより本日の会議を開きます。
会議時間を午後六時まで延長いたします。

○副議長（梶川虔二君） ただいまより当局に対する代表質問を行います。
順位に従い、三十番藤本昭広君に発言を許します。――藤本昭広君。（拍手）

◆三十番（藤本昭広君） （登壇） 議長の指名により、民主党・市民連合を代表して質問をいたします。私の質問に対しまして、知事、警察本部長、教育長、部長、局長さんの明確、そして具体的な回答を求めます。回答のいかんによっては再度質問を考えておりますので、よろしく願いいたします。

質問に入ります前に、意見を一つだけ知事に申し入れておきます。

県職員の採用に伴う外国人の職員任用で、国籍条項の撤廃について、これまで民主党・市民連合は、この件につき何度かたび重ねて撤廃を訴えてまいりました。今回、一般事務職をはじめ七つの職種を撤廃されたことに対して、高く評価しているところであります。しかし、いまだ五職種、計量士、水産技師、建築職、獣医師、精神保健福祉相談員が、公権力の行使のため撤廃できないとのことであります。深く問い詰めますと、許認可の権限を有した部門だから公権力の行使に当たるということで、そういう内容ですが、別に私は、外国人に知られて不都合なものはないのではないかと。ある意味では、お医者さんはいい、獣医師はあかんということは、ちょっと納得いきにくいのではないかと思います。二十一世紀は国際社会のさらなる発展、世界に開かれた奈良を目指すならば、今後はこの五つの職種についても早期の撤廃が望まれるわけでございます。細かい議論は予算委員会で展開したいと思っております。

それでは、今後の県政のあり方についての財政問題及び県の新総合計画の後期実施計画などについて、質問していきます。

平成十三年度予算案は、一般会計五千八百四億六千万円であります。財源内容として、地方交付税千七百四十五億円、県税千九百九十一億円、国庫支出金九百九十二億円、県債が八百二十九億円となっております。県の歳入の核となるべき県税収入は伸び悩み、依然として厳しい状況にあります。また、一番私自身が関心を持っております県税の未収も五十三億円もあるわけで、その回収も真に問われております。新年度予算は、奈良県の人口百四十五万人で割れば、一人当たり約四十万円の予算規模となっております。そして、県の借金である県債発行残高は、平成十三年末には八千六百六十一億円となる見込みであります。県の起債は、交付税による財源措置がつく地方債を可能な限り活用されていますが、県債の残高は何と、十三年度、ことしの予算の一・五倍に膨れ上がっているわけですね。これはつまり、県民一人当たり五十九万八千円もの多額の借金財政です。もし県民一人ひとりに払えと言っても、恐らくだれも払ってくれないでしょう。二十一世紀の初めの予算が借金づくめのスタートであります。柿本知事が誕生してから、この借金は十年間で五千

二百億円もふえていることとなります。これからも恐らく長く柿本県政が続きますが、知事の任期中までに果たしてこの県債の借金は返せるのでしょうか。多額の県債残高の財政への圧迫を減らしていくためにも、今後この県債発行を思い切って減らしていく以外に方法はないのでしょうか。方法はないと思います。

借金の返済に当たる公債費は約八百二十四億円で、歳出全体に対する構成比は一四・二%となり、毎年増大しています。また、普通建設事業費は約一千四百十四億円であり、予算の二四%を占めております。しかも、国庫補助金のつかない単独事業が五百三十五億円もあるわけでございます。公共事業はすべてだめと言っているのではなく、行財政改革を推進する上で見直していくことの必要性を訴えているわけでございます。障害者の福祉施設、吉野警察署の整備や、バリアフリーとしての福祉にやさしいまちづくり、歩道段差解消や医科大学病院の第二本館新築工事など、必要性のあるものは削れませんが、県財政が危機的な状況にある根本は、税収入が落ち込んでいるにもかかわらず、借金による公共事業、特にこれまでの県の単独事業を積み重ねて、どんどん借金をふやしてきたところにあるのです。その公共事業の中身が、ゼネコン奉仕型の大型公共事業、むだな箱物づくりであったのではないかと思うのです。県職員の皆さんに、電気を消せ、コピーを裏表使え、クーラーを消すなど節約をさせているわけですが、一方で万葉ミュージアムに百二十億円以上を使っていることなど、本気で借金を減らし、財政再建をされようとしているのか、私は疑問であります。地方交付税が大幅な減となり、財政状況はさらに厳しいものになっています。行財政改革大綱及び同実施計画の取り組みを強化しつつ、公共事業の見直しを図るべきと考えます。知事としての今後の県の行財政の立て直しの方向を具体的に示してください。

次に、地球環境問題について、新総合計画後期実施計画の内容にかかわって知事に質問します。

今から四十六億年前、水を多く含んだ惑星と巨大な隕石の衝突により誕生した地球は、太陽系の中で唯一の生命が存在するという奇跡の星であります。その地球が今、瀕死の病に苦しんでいます。NASAの宇宙観測局の宇宙からの観測によりますと、まさしく破滅に向かっているとと言われております。このままでは必ず人類は滅びていく状況です。当然、奈良県においても同じ状況に置かれています。地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林破壊、ダイオキシン問題など、地球の危機を告げる報道が次々今なされております。私たちは、政治が悪い、社会が悪いだけでは済まされない。一人ひとりが加害者でもあり、また被害者でもあるのです。私たちの人生観を変え、考え方を変え、ライフスタイルを変えることが問われています。

そこで知事にお尋ねします。知事が先頭に立って、県民に地球環境の現状を啓発、広報していただくとともに、地球環境の県行政としての強い積極的な対策をお願いしたい。県の新総合計画後期実施計画の中でも、地球環境問題の取り組みが、私が期待していたよりも少し不十分と思われる。ネットワークづくりや調査研究等に力を入れておられるのが

現状であります。総合計画を具現化し、積極的な対策を中に入れていただく、そうした積極的な対策を盛り込んでいただきたい、そういう思いで知事に所見をお伺いいたします。

次に、難病対策についてお尋ねします。

国では、難病について、昭和四十七年に難病対策要綱において定義されております。難病は医学的に治りがたく、原因は必ずしも解明されておられません。患者の立場からすれば、経済的、精神的に非常に負担になっています。また、治療の時期を誤るとか、その他の理由から病気が慢性化し、障害を残して社会復帰が極度に困難、または不可能な状態をもたらしています。現在、難病として特定疾患調査研究事業の対象としている筋萎縮性側索硬化症や重症筋無力病など、百十八の病気があります。特に膠原病と言われるものは、古典的には六種類、現在は十数種類以上あります。いずれも幾つかの合併症が、本来の病態のほかに見られるわけがございます。原因不明で発熱があったり、皮膚の発疹、結節、関節痛、自己免疫体などの共通点があります。この病気は女性患者に多く、特に若き働き盛りの二十代から四十代に見られます。一生の一番大切な時期を、学校、就職、結婚、出産と並々ならぬ状況に耐えての闘病生活が続いています。

現在、奈良県においても、この疾患を含めて特定疾患患者の方が約五千名もおられます。国においては平成八年に、在宅で生活する難病患者やその家族の生活を支援することを目的として、難病患者等居宅生活支援事業を設けています。その内容は、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具の給付の三事業であります。国や県が責任を持って積極的な難病対策を実施されるべきと厚生労働省も位置づけています。平成八年度には、国は難病対策要綱で、一つ、調査研究の推進、二つ目は医療施設等のいわゆる整備、三つ目は医療費の自己負担の軽減、四つ目は地域における保健・医療・福祉の充実・連携、生活資質の向上を目指した福祉施策の推進を掲げています。もちろん、国と県とでこの五項目を実施しなければなりません。県の難病対策の方向、方針を明らかにしてください。

さらに、特定疾患患者への見舞金支給事業の変更であります。事前に患者団体である県難病連絡協議会に連絡や説明がないまま、いきなり平成十二年四月から変更されて、制度の縮小につながっています。そもそもこの見舞金は、膠原病友の会が二十年前に創立したとき、当時の知事と交渉の結果、予算化されてきた経緯があります。そこで、平成十三年度より、入院三十日以上の特定疾患患者への見舞金、年間わずか二万円はそのままにして、その他の特定疾患患者への見舞金は、平成十一年度までどおり、これまでどおり年間一万円をしていただくことを強く要求して、知事の回答を求めます。

四番目の質問は、奈良県立医科大学の汚職事件についてであります。

収賄罪に問われた宮本元教授、中野前病院長が逮捕されました。さらに土肥教授も同様に逮捕されました。容疑は民間病院への医師派遣をめぐる賄賂であります。謝礼のほかに、別にみずからの銀行口座に賄賂を振り込ませたり、ゴルフ、宴会接待を受けていたということでもあります。病院の教授は内部の医局を独断で支配する聖域になっており、県行政や外部が口出しできない状況であったと聞いております。今、兼業に関する委員会がつくら

れ、二度とこのようなことのないようにたび重ねて努力されてきたところですが、その委員の教授が逮捕されたのです。外部からの批判や意見に耳を傾けず取り組まれてきた医大病院や医科大学の内部改革だけでは、真の改革はできない状況ではないでしょうか。知事の内部改革と再発防止の指導性が真に問われておるわけでございます。知事の見解と方針を明らかにしてください。

医科大学のアカハラに関する裁判について、健康局長に質問いたします。

医科大学の女性の〇さんが、平成十三年三月末に、これまで四年半の長きにわたり公衆衛生学米増教授による研究・教育活動への妨害、嫌がらせ、退職や転職を勧めるなど、また彼女への中傷に対して、五百五十万円の損害賠償請求を、県とこの教授に裁判を起こしました。このことについて三点質問いたします。

一つは、昨年十月十一日に判決が出て、県が控訴していますが、医科大学や県が、〇さんへのアカハラの中身をどれだけ正しく実情を把握されているのですか、お伺いします。

二つ目は、県の控訴された理由を掘り下げて詳しく答えていただきたい。

三つ目は、今回のこの裁判の内容と医大の贈収賄事件とは同じ体質であると考えますが、県の見解を答えてください。

被害を受けるのが女性の場合は、女性差別が背景に必ずあるわけですが、女性は、研究能力があっても実験の補助扱いとしている。彼女も二十四年間助手のままで、長年勤めても昇任もさせない。私が聞くところによりますと、彼女はかなり優秀で、医学博士号を持っておられ、研究業績もあるわけです。私の調べたところによりますと、外国に留学し、国際学会でも発表されている。もちろん講義も行えますし、講師以上の職に昇進させないのが不思議であると、学内の多くの人々が言っておられます。また、被告米増教授と元学長は、平成五年に広島大学の助教授への推薦書を書いて応募させているわけです。しかし、この県立医科大学では、昇任は学内では嫌がらせでさせない。女性で自立した研究者で、教授にごまをすったり、言うとおりにしないと昇進はなく、目ざわりで出て行ってほしいのだという態度であるそうでございます。本当に汚いやり方で研究妨害、誹謗中傷を行うのです。転職や退職を勧め、当人がやめるまで続けると聞いております。

これは、研究、教育の場における、上司に当たる教授、助教授からの嫌がらせであり、いわゆるアカデミックハラスメントのことであり、例えば男性の場合も、琉球大学医学部で、男性の助教授がアカハラ訴訟を起こしている例もあります。つまり、奈良県立医大のように教授が人事権を握りしめて、絶対君主のように君臨しているところに、このアカハラや贈収賄事件が起こるべくして起こっているのです。彼女〇さんは、何度も何度も事務局に善処を求めたが、嫌がらせはやめない。だから提訴したのです。現学長は、大学や教授に問題があると思っている者はほかのところへ出ていったらいい、優秀ならばどこへでも出ていけるだろうというお考えであると思えますが、そんな思いで事を進めておられるならば、改善措置やアカハラはなくならないでしょう。

大阪地裁判決では有罪にはなっていますが、県に五十五万円の賠償金との判決です。米増教授の行った五つの行為を公務上の違法行為として認定しています。一つ、彼女が出張中、不在のとき、実験廃液を置く、二、個人の持ち物を無断で段ボールへ入れて移動、三、講座研究費を不当配分、四、応募要件が合わないのをわかっていて他の大学へ応募を幾つもの勧める、五、県内か他の大学への兼業承認を嫌がらせて判を押さない、であります。これは単に一部だけを取り上げて言っているわけでございます。この判決を、県も大学も、この教授も、反省して受けとめていないのではないのでしょうか。米増教授は、その日のうちに、自分は賠償せんでもいいねん、自分が勝訴したと学内でふれ回っております。提訴して裁判所に物事をゆだねて、放置しているのではないのでしょうか。彼女も、米増教授も、同様に県の職員です。県職員が被害を訴えている事実を調べて、このアカハラ状態を改善する努力を、全くしていないと思われまます。冒頭に申し上げました三つの質問に教えてください。

五つ目の質問は、特別措置法に基づく特別対策としての同和対策が来年度で失効することにかかわっての問題です。

九三年に総務庁地域改善対策室が実施した同和地区実態把握等調査で明らかにされたように、今日の時点で、五十歳以下の世代で、社会的、経済的、文化的生活水準において、同和地区とその周辺地区との間に相対的な格差はほとんどありません。我が国の高度経済成長と特措法に基づく約十五兆円に及ぶ同和対策が絡まってきた成果であります。いつの時代であっても、地球上のいかなる地域にあっても、相対的な生活実態における格差が差別を生んできたのは事実であります。

この成果を一定評価することは、私自身も評価しておるわけでございますが、残念なことに、私たちの周辺から部落差別はなくなっておりません。総務庁の九三年調査でも、同和地区住民の三人に一人が、被差別体験ありと告白しています。また、差別を受けたときに、黙って我慢したとする人が四六%、半分近くあるわけでございます。本当に口惜しい限りであります。これまでと同じパターンで同和対策を継続しても、問題の本質的な解決につながらないことははっきりしているのです。課題の解決を図るためにも発想の転換が必要であります。特別措置法がなくなるから、同和啓発、同和教育が、人権啓発、人権教育と変わるのではないのでしょうか。これまでの取り組みの視点の方法についてどう総括されてきたのか、明らかにする必要が有ると考えています。

次に、予算措置についての基本的方向についてであります。今後の同和対策は、同和地区または同和地区住民への特別対策は全く必要がないと私も考えています。今必要な同和対策は、部落差別を媒介とした人と人との関係や共同体相互の関係を共生と連帯の関係に変えていくための仕掛けの役割を果たすものではないのでしょうか。四十三事業区で取り組まれてきた地区改良事業が、六事業区で期限内に完了できません。このことは、財政負担が共生と連帯の関係構築の足かせにならないかが心配です。さらに、この間同和地区内に設置されてきた保育所、隣保館、児童館等が、少なくとも周辺の小学校区の人々に開かれ

た運営を目指すためにも、予算措置の増額をさせなければなりません。今後県においては、同和対策におけるこれまでの一定の成果を踏まえて、より確かな行政効果を導くための基本的な方向性を定める必要があると考えております。

そこで知事にお尋ねします。部落差別がある限り、同和対策は県政の重要な課題であると明言されていますが、特別措置法失効後の同和対策のあり方について、基本的な考え方をお示し願います。

一方、教育の問題について教育長にお尋ねします。

低学力傾向に呻吟している子どもは、同和地区の児童生徒に限ったことではありません。学校教育においてこのことを克服するための施策が求められています。また、今日的な教育課題として、児童虐待や不登校、いじめ問題に取り組むためにも、これまでの同和教育推進教員が人権教育推進教員へと有効に移行されるべきと考えます。さらに、教育保障としての奨学金制度についても、日本育英会奨学資金制度の成績条項をなくすなど、経済的理由により修学が困難なすべての生徒の教育の機会を確保する制度として整備すべきと考えています。今後の同和教育、人権教育の基本的方向について、教育長の所見をお伺いいたします。

次に、県政だより、皆さん読まれたかどうかわかりませんが、三月号について強く要望いたしておきます。

表紙の裏に柿本知事がみずからの記事の中で、「遊の風肩こり」の中で、最後の文面でこう書かれております。「やはり健全な精神は健全な身体にこそ宿ると考えたい」と知事が文面を書いておられます。県の総合計画の中で、福祉対策や障害者対策が積極的に推進されている中で、障害を持っている人々や病気をしている人々が健全な精神は持てないのか。そうした認識を知事は持つておられるのかどうか。そんなつもりはないと僕は信じておりますが、人権啓発としての県行政を推進される上で、障害者や病者は心を傷つけられる文面であります。県の広報課を通じて真意を質問したところ、決してそのような思いではない、配慮に欠けていたとのことでありました。厳重に注意しておきます。もう二度とこのような記事のないように強く要請をしておきます。

次に、日本国憲法は個人の尊厳と平等を基本として掲げ、基本的人権の尊重は人類普遍の原理であるとしています。しかし、我が国においては、家制度、家父長制度等の意識を引き継ぐ性別役割や社会慣行、風習が根強くあり、政治、経済、文化など、あらゆる面で女性の行動や意識がさまざまに制約を受けてきています。奈良県では、八一年に婦人対策課（九三年に女性政策課）、八六年に婦人行動計画、九三年に女性行動計画、九七年に、なら女性プラン21の策定、実行、また、八六年には全国に先駆けて、いち早く女性センターの設置がされました。女性学の講座や奈良県女性海外派遣事業など、女性のエンパワーメントを促すさまざまな事業も計画されてきました。このような女性政策が推進されてきていることは大変喜ばしいことです。性別役割分担意識（九五年調査）や女性蔑視、セクハラ、ドメスティックバイオレンスなどの女性への暴力の実態を見ますと、女性の権利は人

権であるという県民の共通意識はまだまだ得られていないようです。知事は、男女共同参画社会の推進のため、条例制定に向けて検討委員会を設置し、必要な課題を検討したいと述べられました。男女平等条例の制定に意欲を示されたことを歓迎するとともに、実効性のある条例内容を切望します。

以下の点を質問します。まず初めに、条例の進捗状況と制定時期のめどについてお伺いします。

次に、今後、特にドメスティックバイオレンス等女性に対する暴力について取り組んでいく必要があると考えますが、以下の点についてお伺いします。セクハラ、ドメスティックバイオレンス被害者支援について、埼玉県では、県条例に基づき、女性に対する暴力などにかかわる訴訟支援制度を設けているが、県としても検討していただきたい。また、自立生活支援資金などの設置も検討していただきたいと思います。九八年、九九年と連続して奈良県内で、ドメスティックバイオレンスの被害者が男性を刺してしまうという事件が起きました。このような悲しい事件が起きる前に有効なサポートはできなかったかどうか。県、市町村レベルでの啓発活動及び相談機関の周知をしていただきたい。これが一つ。

もう一つは、女性への暴力が子どもへの虐待にもなっているケースが多い。また、薬物やアルコールへの依存の問題もあるが、女性の相談窓口、子どもへの虐待相談窓口をはじめ、関係機関が連携して個人のプライバシーを守りながらサポートしていくシステムをつくれぬか、お答えをお願いします。

次に、警察本部長に質問いたします。

警察の不祥事が全国に広がっています。昨年一年間で全国で懲戒免職や停職などの処分を受けた警察官や警察職員は、前年より百九十名ふえて五百四十六人に上り、過去十年間で最も多い年でありました。人ごとではありません。奈良県警もその渦中にあるわけです。暴力団対策課の警部補による捜査情報漏洩事件、さらに高田署の警部補が帰宅途中の女性を襲い、強制わいせつで逮捕、あわせてコンパニオン女性に暴行、さらに田原本署で、証拠品の変造硬貨が紛失、それがその地域課長警部のしわざとわかり、四月に逮捕、さらに昨年十二月には、県警交通部の警部が飲酒運転で木津署の検問に引っかかり、違反して停職処分となり、自主退職された。関係事件にかかわって、当時の警務部長が何度も何度も謝罪をされていました。続発する不祥事に対して、昨年春に専任監察官を増員するなどして、再開発防止対策の徹底を図る体制をしたはずでしょう。さらに、昨年、この県議会で警察関係の予算も、前年に比べ約二億円を増額したのです。さらに、ことし平成十三年度は百名の警察官をふやす。お金も人もふやしつつ、しかし、一方で続く不祥事であります。東京からじきじきに田中警察庁長官が来られて、厳しく檄を飛ばし、喝を入れられたわけです。

そうした中で、奈良県警の交通部の幹部が、平成三年から約十年間にわたり、県内運送会社の関連会社から給与として現金を受け取っていたとうわさされる疑惑が、県議会総務警察委員会で明らかになった。県警監察課などが事実関係の内部調査を始めているようで

すが、しかも、二月の総務警察委員会で県警側は、「関係者から事情を聞くなどして徹底的に調査しており、終わり次第結果を公表したい」と答弁されています。警察の不祥事の報告は、いつも県民に具体的に明らかになっていないという声もあります。さらにまた、この大手運送会社から高級自家用車が現職の幹部に提供されていた疑惑も持たれている。県警本部は、この幹部から事情を聞くことや、ほかにも現職幹部が数人も同社の関連会社から自家用車を買って与えられていた疑いを強め、贈収賄事件で立件できるかどうか、捜査を進められていると聞いています。そこで、内部監察体制を強めたとされているが、いまだ事実が明らかになっていない。今回の不祥事は、単に交通取締り情報の入手や違反のみも消し等、そういうことでは理解できない、根深くゆゆしい複雑な背景とか複雑な関係が背後にあるような、そんなにおいがして心配をしております。捜査の進行と真実を明らかにしてください。

さらに、続発する警察官不祥事に対する監察体制とは、どのような仕組みで、どのような組織で、どのような監察をするのですか、明らかにしてください。

次に、福祉部長に質問いたします。

県立菅原園の建替え整備に向けて、新年度予算に千五百万円計上されています。基本計画と基本設計が実施されようとしています。大変喜んでおります。私はいつも厳しい質問や追及するイメージがあるそうですが、この場をかりて、この予算の計上には知事にお礼を申し上げます。ところで、菅原園を新しく建て替える場所ではありますが、今の設置されている場所は急な坂で、電動車いすでもとても登れない、立地条件の悪いところです。建て替える場所についても再考が、もう一度考え直す必要があるのではないかと思います。県側の方針はどうなっていますか。

次に、入園者等は一生涯施設で暮らす人がほとんどであります。基本計画、基本設計を進めるときには、事前に入所者の意見を聞いていただきたい、願いを聞き入れていただきたいと思います。もちろん職員の人々の声も聞いていただきたいと思います。福祉部長や関係者が菅原園へ出向いて、ひざ詰めで誠意を持って入所者の話を聞いてほしいのです。福祉部長の前向きな回答をお願いします。

以上で私の一回目の質問を終わります。回答いかんでは自席から質問をさせていただきます。ご清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

○副議長（梶川虔二君） 柿本知事。

◎知事（柿本善也君） （登壇） 三十番藤本議員のご質問にお答えいたします。

質問の第一点は、県行財政の方向についてのお尋ねでございます。

ご質問にございましたように、平成三年度以降約十年間の低迷する経済情勢の中で、数次にわたる大規模な国の景気・経済対策が実施され、公共事業などによる景気の下支えの結果といたしまして、我が国経済は、各種の不安要素をなお抱えてはおりますが、危機的状況から脱却しつつあるものと認識しております。しかしながら、その十年間の過程にお

きまして、国もそうでございますが、各地方団体とも、恒久的減税の影響もあり、国債、地方債残高が増嵩するなど、財政状況は極めて厳しいものとなっております。

本県の場合も、県税収入が回復しない中で、県債残高が平成十三年度末には八千六百六十一億円と見込まれるなど、財政関係の指標の多くは全国中位にあるとはいうものの、かなり厳しい状況となっていることはご指摘のとおりでございます。もちろん、かねてより県債の発行に当たっては、総額の抑制に努めつつ、後年度に財政措置がなされる地方債を極力活用することのほか、行財政改革大綱に基づくすべての事務事業の制度の根本にまでさかのぼった見直し、あるいは定員削減計画に基づく削減目標の着実な実施、使用料、手数料の定期的な改正、必要最小限の基金の造成など、財政硬直化を防ぐ、または軽減する努力を常に続けてきたところでございまして、新年度予算につきましても、より一層の取り組みを行ったところでございます。

また、公共事業等につきましては、景気・雇用対策の観点と同時に、将来にわたり県民生活にとって不可欠な道路、河川、公園、上下水道、住宅等の生活基盤や少子・高齢社会を支える医療、福祉、教育等の施設の充実に重点化を図りつつ、精いっぱい取り組みをしてきたところでございます。あわせて、コストの縮減、あるいは公共事業再評価などの措置も進めているところでございます。

平成十三年度の地方財政対策では、国と地方との負担関係の明確化を図るとの観点から、既にご説明いたしました、従前の交付税特別会計での借入れにかえて、各地方団体が新たに臨時財政対策債を発行することとされ、この結果、本県におきましても、新年度におきまして地方交付税の百億円の減を見込んだところでありますが、この制度の見直しなども財政健全化への一つの布石と認識している次第でございます。

ご指摘のとおり、財政健全化に向けての取り組みをなお一層強めていく必要があると認識している次第でございます。国の動向を注視しつつ、財政構造により深い分析を進めていく必要があると考えております。同時に、今後、後期実施計画に盛り込まれました施策目標を着実に達成していくことを基本にして、行財政改革の着実な実施、財源確保や歳出内容の見直しにさらに積極的に取り組み、財政の弾力性を確保していくことが重要と考えております。このため、新年度におきましては、行財政改革大綱自体の見直しを進めるとともに、新たに中期的な財政分析を進めつつ、財政健全化指針の策定に取り組んでいきたいと考えております。

二点目は、地球環境問題についてのお尋ねでございます。

お尋ねの中で、一人ひとりが被害者であり、加害者でもあるという認識という点にお触れいただきましたが、私もこれが大切な点であると同感する次第でございます。そういうところから、地球環境の保全は、地球に暮らす者が共通して取り組まなければならないという認識が生まれてくるのではないかと考えている次第でございます。新総合計画後期実施計画におきましては、廃棄物の増大や地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など、地域的なものから地球的規模までのさまざまな問題が深刻化する中で、いわゆる循環型社会

の実現に向けた総合的な施策を展開することとしている次第でございます。このため、ごみゼロ社会への環境づくり、こういうテーマを、これは指導的なリーディングプランと称していますが、その一つとして設定いたしまして、内容的には、ゼロエミッションの推進、あるいは地球的視野に立った環境づくり、ごみゼロ社会を支える体制づくりを施策の方向として位置づけ、積極的に取り組むこととしている次第でございます。また、地球温暖化の防止に向けましては、今年度、県民から募集したストップ温暖化推進員、三十六名でございますが—により、広く県民にライフスタイルの転換を促すということも進めております。また、市民団体、企業等から構成する奈良県環境県民フォーラム等と協力してストップ温暖化フェアを開催するなど、積極的な啓発に努めてまいることとしております。一方、ISO-4001環境マネジメントシステムを県みずからも導入し、環境負荷の低減に向けた取り組みを進めておりますほか、循環型社会に向けた県民行動指針の作成とか、多量排出事業者への指導など、県民事業者の生活様式なり事業活動の改善促進を図ってまいることとしております。特に、地球環境という課題を県民一人ひとりの生活で理解できる身近なミクロの目標に切りかえて提示することが活動の促進に役立つと考えており、そういう面の努力をしていきたいと考えております。いずれにいたしましても、地球環境問題への対応に向け、ライフスタイルの転換につながる諸施策等を掲げ、地球環境問題の取り組みを着実に推進していくつもりでございます。

三点目は、難病対策についてのお尋ねでございます。

一つは、厚生労働省から提示される五項目に対応した本県の難病対策の方向という点でございますが、五項目のうち医療費の自己負担の軽減につきましては、難病対策として、治療研究事業により難病患者の医療費自己負担の軽減を予算でお願いしているところでございます。また、地域における保健・医療・福祉の充実・連携という点につきましては、保健所において各種難病相談、指導を行うとともに、保健・医療・福祉関係者が連携いたしまして在宅療養支援に努めているところでございます。また、生活資質の向上を目指した福祉施策の推進という点につきましては、近年、難病患者の療養期間が長期化している、こういう点で患者家族の負担が大きくなってきております。こういうことから、患者家族の生活の質の向上を図るため、難病患者等のホームヘルプサービス事業に加えまして、難病患者等短期入所事業や、日常生活用具給付事業を市町村と連携して取り組んでいるところでございます。また、その場合に、患者の病状急変時の医療施設の確保等につきましては、現在、病診連携などのあり方について関係者と検討しているところでございます。そのほか、これに関する調査研究の推進等につきましては、国においてそういう難病の原因究明、治療方法の確立に向け、研究が重ねられており、県といたしましては、そのデータ提供などの協力をしているところでございます。今後とも国及び市町村と協力し、難病対策に取り組んでまいりたいと考えています。

それから、同じく難病対策につきまして、特定疾患患者見舞金の支給事業の件についてのお尋ねでございます。これは、もう質問にお触れいただきましたように、各種のご家族

の負担を考慮して設けられたものでございますが、その後、創設時にはそういう対策はなかったわけでございますが、現在、難病患者の居宅生活を支援するホームヘルプサービス事業、あるいは日常生活用具給付事業、短期入所事業の創設、あるいは保健所での相談指導の充実によりまして、患者の居宅療養生活を支援する体制が整ってまいりました。そういうことでございますので、この見舞金を重症難病患者に重点を移した形の見舞金支給制度に移行いたしまして、病状が重く、精神的な不安や家族負担が多くなる入院患者、三十日以上継続して入院されている方でございますが、それへの支援対策としまして見舞金を倍額の二万円に引き上げた、こういう形にした次第でございますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、医科大学の不祥事問題についてのお尋ねでございます。

今回の県立医科大学に係る不祥事は、現職の教授が収賄容疑を問われるという極めて遺憾な事件であり、私としても、まず実態の解明とともに適切な再発防止策を早急に講じることが緊急の課題と認識し、まず医大みずからが反省し、解明し、自己責任において問題解決に取り組んでいく姿勢を示すことが大事だと考え、これまで医科大学に対して実態調査と再発防止策の検討を指示し、適宜報告を受け、その都度必要な指示を行ってきたところでございます。もう既にお答えしておりますが、医科大学におきましては、学内に兼業等に関する委員会を設置し、教員の兼業等の実態調査を行うとともに、再発防止策について検討を重ね、兼業について審査や調査を行うため、兼業審査委員会の設置や違反者に対する罰則の設置など、種々の対策を教授会で決定し、今後これを厳格に再発防止に取り組んでいく、こういうこととしたところでございます。また、大学の教授会におきまして、これらの再発防止策とともに、兼業による正規の報酬以外は一切の現金等を受領しないことなどを附帯決議し、全教員がみずからの襟を正し、一丸となって県民医療の充実に取り組むことを決めているところでございます。既にお答えしたところと同じですが、今後、医科大学における再発防止の進捗を見守りながら、必要な指示を行い、これらの対策を着実に実施することによりまして、県民の信頼回復に全力で取り組んでいきたいと考えております。

次に、同和対策についてのご質問でございますが、まず、法失効後の基本的な考え方という点でございます。

本県における同和対策につきましては、国に先駆けて環境改善事業補助を実施するとともに、国の補助制度を積極的に導入するなど、同和対策を県政の主要な柱として実施してきたわけございまして、その結果、ご質問にもございましたが、生活環境等が大幅に改善される等、相応の成果が認められるところでございます。しかし、後を絶たない差別事象や教育、産業、就労等の分野で残された課題もあることは、ご指摘のとおりでございます。そして、地域改善対策の特別措置に関する法律が平成十三年度をもって失効いたします。三十三年間にわたる国の特別対策が終了するという大きな節目を迎え、残された事業の法期限内の完遂に努めているところでございます。

また、今後の基本的な考え方につきましては、昨年十二月には、奈良県同和対策協議会から、法失効後の本県の同和対策のあり方についての建議が出されております。その中で、一つは、同和問題の早急な解決は国の責務であり、国民的課題であるという基本認識は、部落差別が現存する限り変わることのない行政運営の基本でなければならない、二つ目としては、今後、普遍的な人権尊重の視点から施策を実施する必要がある、また、残された課題については、既存の一般対策を有効かつ適切に活用するとともに、一般対策へ円滑に移行できるよう工夫を加えるなどをして対応すべきである等のご提言をいただいております。これらの趣旨を踏まえ、法失効後の施策展開を図ってまいりたいと考えております。

次は、男女共同参画推進条例の制定等についてのお尋ねでございます。

まず、条例に向けての取り組みでございますが、男女共同参画をより一層推進していくため、昨年十二月に男女共同参画推進条例検討委員会を設置いたしまして、盛り込むべき内容等について検討をお願いしているところでございます。広く県民の方々から意見を聞くため、同検討委員会において、県内二カ所で県民意見交換会を実施するとともに、ファクス、Eメール等による意見募集を行ってまいったところでございます。これらの意見を参考に、検討委員会でさらに検討の上、提言をいただくこととしており、これをもとに、できるだけ早い時期に案を作成し、議会の審議をお願いしたいと考えております。

次に、セクハラ、あるいはドメスティックバイオレンス等についてのお尋ねでございます。

特にその支援措置についてのお尋ねでございますが、昨年十月、国におきまして民事法律扶助法が施行されまして、無料法律相談とか訴訟費用などが立てかえられる諸制度が整えられたところでございます。県におきましては、財団法人法律扶助協会奈良県支部、これは弁護士会の中に置かれております—が窓口となっており、夫や妻、パートナーからの暴力、セクハラなどの被害者もこの制度が利用できることとなっております。また、経済的自立を援助するために、奈良県社会福祉協議会において行う生活福祉資金の貸付制度もでございます。県におきましては、被害に遭った女性がこれらの制度を利用できるよう広く情報提供をしてみたいと考えております。

同じくドメスティックバイオレンスについてのサポートについてのお尋ねでございます。女性に対する暴力は、被害者が深刻な状況に追い込まれるまでに早期発見、初期対応が大切でございます。そのため、女性に対する暴力についての認識を広く社会に周知するとともに、被害者が相談しやすい身近なサポーターや相談機関の整備、また、関係機関がスムーズに連携できるシステムづくりが必要と考えております。県におきましては、従来から、女性に対する暴力防止に向け、啓発誌の発行やフォーラムの開催など、市町村とともに連携しながら啓発活動を行うとともに、相談窓口の所在等を広く周知するように努めてきたところでございます。また、女性センター、婦人相談所、その他の相談機関も含め、奈良県女性相談機関交流会を開催しておりまして、そこでスムーズに相談者に対応できるよう相談員の資質向上と連携に努めるとともに、被害者の安全を確保するため警察との連携を

強化し、また、都道府県間での広域連携による保護も行っているところでございます。新年度におきましては新たに、地域住民の方々がドメスティックバイオレンスの正しい認識を持ち、被害者の援助ができるような人材を育てる講座の開催、あるいは相談員の資質向上及び相談被害者の自立支援を図るため、相談事例集、あるいはドメスティックバイオレンス対応マニュアルを作成することといたしております。今後、県内女性相談窓口、福祉、警察、医療、民間などの関係機関の連携、あるいは人材育成、被害者の自立支援に積極的に対応してまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○副議長（梶川虔二君） 森田健康局長。

◎健康局長（森田倫史君） （登壇） 三十番藤本議員のご質問にお答え申し上げます。

私へは、医大のアカデミックハラスメントについて、三点のご質問でございます。

まず、その実態を把握しているのか、また、改善する努力を行ったのかということでございます。大学における研究や教育の場で嫌がらせが行われているという、いわゆるアカハラ問題でございますが、これは職務上の地位を利用した重大な人権侵害であり、あつてはならないことであると、こう考えておる次第でございます。本件については原告から、研究活動に対する妨害、他学への応募を勧める行為や、休暇取得による嫌がらせ、兼業に対する妨害といった多岐にわたった訴えがなされておりますが、医科大学におきましては、職員同士の問題が訴訟にまで至った重大な事態との認識のもと、双方から聞き取り調査を行うなど事態の把握に努めるとともに、当該助手から要望のあった中で対応可能な事項につきましては、職務環境管理者の立場から緊急の処置として既に対応を行ったところでございます。

次に、第二点目、県はどのような考えで控訴したのかということでございますが、教授の行ったとされる嫌がらせ行為に対しまして、公権力の行使を拡大適用され、県にのみ賠償責任を求めた判決に対し不服として控訴をした次第でございます。

三点目でございますが、このアカハラ事件と今回の贈収賄事件の不祥事とは同じ体質ではないのかというお尋ねでございます。贈収賄容疑事件につきましては、医科大学の臨床医学において、医局講座制と呼ばれる、我が国の医科大学の多くが採用している医師養成システムの中で、教授が医師派遣の権限を有し、その見返りに一部の民間病院から金品を受け取ったとして逮捕、起訴されたものでございます。それに対し、いわゆるアカハラ裁判は、教授が教室主任としての必要上、その管理下にある助手に対し職務として行った管理行為を、嫌がらせとして訴えたものでございます。アカハラ裁判及び贈収賄容疑事件の双方とも、現在係争中でございます。今後の司法の判断を仰ぐ必要がございますが、教授の権限のあり方として今後十分論議する必要があると考えております。

以上でございます。

○副議長（梶川虔二君） 藤原教育長。（発言を続ける者あり）静粛にしてください。

◎教育長（藤原昭君） （登壇） 三十番藤本議員のご質問にお答えいたします。

今後の同和教育、人権教育の基本的方向性についてのお尋ねでございます。

本県における同和教育は、同和地区の児童生徒の教育、進路を保障する取り組みとして始められました。その取り組みの経緯の中で、すべての児童生徒の教育保障、県民の人権と差別についての理解、認識が向上するなど、多くの成果を上げてきたと考えます。こうした中、国の地域改善対策協議会の同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的なあり方についての意見具申や人権擁護推進審議会答申の中で、同和問題など差別問題の早急な解決と人権意識の醸成を総合的にとらえた取り組みの方向が示されました。また、昨年末には、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律が公布されまして、その中で人権教育・啓発に関する施策の推進が求められているところでもございます。本県の今後における同和教育、人権教育の推進に当たりましては、低学力傾向に係ります基礎学力充実の課題、人権侵害等に係る確かな人権意識の確立の課題、奨学金制度の教育保障に係る課題などにつきまして、これまでの経緯、成果を検証して、変化する教育の諸情勢に配意しつつ進めなければならないと考えております。その際、県の新総合計画に基づきながら人権施策の推進を図り、とりわけ「人権教育のための国連十年」の奈良県行動計画に照らして、人権尊重の人づくり、地域づくりを目指した諸施策の展開に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（梶川虔二君） 綿貫警察本部長。

◎警察本部長（綿貫茂君） （登壇） 三十番藤本議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご指摘の新聞等で報道されている事案につきましては、現在徹底した調査を行っているところでありまして、今後できるだけ早く調査を終了し、県民の皆さんに事案の内容を明らかにしたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、県警察の監察体制等についてであります。現在、警察本部警務部に監察担当の参事官及び監察課を置き、監察業務を所掌させております。具体的な監察業務につきましては、警察業務の適正かつ能率的な運営及び規律の保持を図ることを目的として、警察運営の全般について行う総合監察、必要に応じて抜き打ち的に行う随時監察、不適正・不祥事案が発生した際に行う特別監察といった各種監察を実施しております。また、不適正・不祥事案が発生した場合には、監察課が中心となり事案の解明を行い、当該職員に対する処分に関連する事務を行うなど厳正に対処するとともに、あわせて再発防止対策を講じております。

以上でございます。

○副議長（梶川虔二君） 橋本福祉部長。

◎福祉部長（橋本弘隆君） （登壇） 三十番藤本議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、県立菅原園の建替えについて場所を再考してはどうか、また、入所者等の意見や願いを聞き入れていただけたらどうかというご質問でございます。

菅原園の整備場所につきましては、菅原園は、約三十年にわたります施設運営を通しまして地域に定着をし、住民の理解と協力のもとで地域社会との交流が培われていること、

また、入所者の方々も長年この地域での生活になじんでおられ、隣接の特別養護老人ホームへの入所生活も可能で、生涯を過ごしていただけること、さらに、菅原園には治療の必要度が高い障害者の方々が多数入所されておられますが、隣接には病院があることなどから、さまざまな機能を生かせること、このようなことから現地で整備することといたしております。入所者のご意見につきましては、まず園の中で十分話し合いをしていただくことが大事であると考えておりました、園において近いうちに機会を設けられると聞いておるところでございます。基本計画、基本設計の実施に当たっては、入所者などの状況を熟知されている社会福祉法人大倭安宿苑と十分意思疎通を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（梶川虔二君） 藤本昭広君。

◆三十番（藤本昭広君） 知事はじめ警察本部長、各部長、教育長、答弁をありがとうございました。

特に知事の答弁の中で、八千六百六十一億円の十三年度末の借金、これは今の予算の一・五倍もあるわけですから、やはり抜本的な返済計画なりプランを立てられておるのかどうか、これをちょっと答弁していただきたい。やはり県民一人当たりの借金やし、そしてもう一つは、県税の未収はどのような努力をされておるのかなと。

それから、今度のことしの予算も八百二十九億円の県債を組まれておるわけですね、歳入として。ところが、その県債の借金に充てるお金が、いわゆる公債費ですね、返済するお金が八百二十四億円で、少ないわけですよ。そういう意味では、結局、相変わらず借金をふやしていく財政になっていっているわけです。そういう意味で、知事は先ほど行政大綱の見直しをすると。見直しの中に、やはり単独事業と公共事業も抜本的に見直しすべきではないかと、その辺のところの答えをもう一度お願いしたい。

次に、地球環境の問題についてですけれども、これは知事、我々がある意味では加害者で、被害者だという話がありましたけれども、やはり啓発をもっとして、県としての具体的な効果のある内容を後期実施計画の中に入れてほしいと、このことを進言なり要望しておきます。

それから、一つ、難病対策ですけど、きょうは、患者団体である県の難病連絡協議会の幹部のメンバーがたくさん見えておられて、知事がどんなすばらしい答弁を言うてくれるのかなと楽しみに来ておられますけれども、見舞金がそのままということで、少し残念な思いをされております。もう一度検討を加えて、私も予算委員会でもう一度追及したいと、こう思っております。

とりわけ、もう一つ、この見舞金についても、やっぱり予算が二千万円から一千四百万円に減っているわけですね。ところが、総額的な予算が、ちょっと課長あたりに聞きますと、九億六千万円組まれておるので、少し伸びてますねんという話がありましたけれども、やはり支援制度の充実をするものの、難病の人々の声を血と肉として、知事の方から関係

部課長に、県の患者団体である難病連絡協議会の話をも十分聞いてやれと、そういう指示をしてあげてほしいと思います。そういう意味で、その声を血と肉として行政に反映し、予算化しておくことをひとつお願いしておきます。

それからもう一つは、難病患者さんのために拠点病院ですね、この病院へ行ったら難病のことやったら一生懸命やってくれるという協力病院というのがはっきり決まってない。国の方は、そういう拠点病院なり協力病院を指定しなさいと、こう言うてるわけやね。それがいいんです。これをやっぱり、県立医大にするのか、奈良病院にするのかどうか知りませんが、これをやっぱり、局長と知事と相談しながら、ひとつ手厚い治療を受けられるようお願いしたいなと、こういうふうに思います。そういう点で皆の意見を聞いてひとつ、協力病院、指定病院を早急に指定していただきたいと思います。そのことを強く要請しておきます。また予算委員会でこのことへの答えを聞かせていただきたい。

それから、県立医科大学の汚職事件ですけども、知事、十二月県会でも、内部で一生懸命やってもらえんと、兼業に関する委員会とかね。それから、一生懸命内部の浄化を図るということで、自己責任、実態調査をやってもらっているねんと言うけど、ちょっと遅いのと違うかと。もう少し知事がイニシアチブをとって、強く医大に、あるいは医大病院にきっちりやっぱり指導方針を出して、そして県から出向いて行って、中の改革を図っていかないと、検討する委員会自体の中の教授が、兼業せんように、浄化せなあかんと言うてる人が逮捕されてるねんから、内部だけではあかんわけやから、そういう点では知事のきつい指導を要望しておきますし、また、この点についても知事の決意をひとつ聞かせてください。もう一度この点について、知事の指導方針なり、もう少し、もう自己責任でやってもらえとか、実態調査をやっているということでは遅いのではないかと思いますので、決意を聞かせていただきたいと、こう思います。

それから、健康局長ね、このアカハラの問題とか兼業の問題について等々、裁判の問題を今言いましたけれども、裁判をやっているから自分自身は何もしないという、そんなことでは、そしたらもう、訴訟中やったら、アカハラの問題なり贈収賄の問題、県として何も調査せん、その推移を待ちますねんと、それでは局長、ちょっとあんまりと違いますかな。そういう点でもう一度答弁をお願いします。

そして、この米増教授の実態なんかは、もうはっきりして、みんなが言うてる。僕、二、三聞いておるんですよ。原告側と会うてるんですよ。僕も。そして、その周囲の人らに聞いているんですよ。その上できょうは質問しているという、こっちの方がよう調べてるんですよ、議員の方が。そっちは全然調べてないんじゃないですか。そういう憤りを感じておるわけでございますので、もう一度答弁をお願いします。

それから、同和対策については、知事のおっしゃったことで僕らも同感いたしますし、法が切れた後も残事業をちゃんとやっていただきたいなと、こう思います。

それから、教育長の方、そういう一致点ができますので、さらに人権教育・啓発、同和教育の精神をそういう方向でよろしくお願いしたいと思います。

それから、男女共同参画の条例の件ですけれども、これについても、やはり埼玉県のようなそういう訴訟する支援制度を設けていただいて、あるいは自立支援のものも検討して、そういう条例の中に中身の濃い、まあ条例の中に言わなくても、要綱なんかでそういう支援制度の、女性はやっぱり経済的にしんどいのですので、そういう支援の設置も考えていただくことを強く要請しておきます。

それと、ドメスティックバイオレンスの被害者の問題で、これは各市町村、はっきり言って、ようさばき切れてないんですよ。どうしようとうろたえるんです。県はどうしますのとなるから、一遍担当者を集めて会議を開いて、そして、こういう場合はこういうふうにして、こういう施設へ入れていこう、そして一時かくまおうとか、警察はどうしようとか、そういうひな形をつくって、そして、いわゆる関係市町村を集めて相談機関の周知をして、啓発せないかん。これは予算委員会でもう一遍追及します。ということを進言しておきます。

それから、警察本部長に再度質問いたします。具体的な捜査のめどをどうして言われなんでしょうか。徹底した早い時期でということだけですけれども、もう人事異動があるんでしょう。そういう意味では、いつまでということ、まず最低このぐらいまでは捜査の内容を県民に、議会に明らかにするということ、めどをちょっと言うてください。

それが一つと、それから、朝日新聞の三月五日付で、運送会社から警察の署長とかが国産高級車を贈られてきたとか、この事件に関して、この会社のいわゆる経理の女性職員が自殺しているわけですね。あるいは奈良新聞にも、現職警察官がたびたび飲食接待を受けたとか、いろいろ書いてあるわけです。県警の監察課の調べでわかったとか、県警は刑事部の警視の処分を検討している、また新聞では、この会社のいわゆる行政処分のもみ消しは三、四回、三年ほどにあったとか、違反のもみ消し、いろいろ書いてあるわけですね。これ、うそ書いてあるんですか、警察のこと書いてあるの。うそで県警を傷つけているんやったら、これ、告訴したらよろしいですねや。抗議したらよろしいですよんか。これ、でたらめ書いてあるんですか。県の警察官の調べでわかったとか、間もなくそういう逮捕に向かうとか書いておるわけですね。これ、うそやったらうそで、警察がこの新聞を告発したらいいんじゃないですかね。そういう点で、この新聞の報道についての本部長としての、正しいのか、うそかどうかも含めて、新聞に対する考え方もちょっと聞かせていただきたい。それから、徹底した早い時期での具体化ということも答えていただきたい。

それから、福祉部長、先ほど地域になじんでいるとか、そこを満足しているという話は、そんなことないですよ。僕ら民主党議員団がじかに理事会や職員の声や入所者の声を聞きに行ったときに、もう本当にこの場所ではかなわんという声もあるわけです。そしてやっぱり、基本設計とか、いわゆる基本計画のときに、生に、本当にひざ詰めですっきり聞きに行き行ってやってほしいんですけどね、そこら、もう一遍答えてください。

以上です。

○副議長（梶川虔二君） 柿本知事。

◎知事（柿本善也君） 再質問にお答えいたします。

まず、県債残高に対する返済計画はどうなっているかということでございますが、財政状況というのは、時々いろいろな対策で動くものでございます。しかし、常に、その公債費の状況、現在高の状況は財政的な判断で把握して、その中で、そういう把握の中で返済の担保を求めているものでございまして、しかし、かなり多額になって、皆様方のご心配もあろうかと思えます。財政状況をできるだけ的確に情報提供をするという観点からは、先ほどの答弁でも申し上げましたが、今後、健全化指針というものをつくってまいりたい、その中で方向性を決めていくようにしたいと、かように考えております。

それから、県税の未収についてのお尋ねで、どうなっているのかということでございますが、県税の未収につきましては、平成十一年度末に収入未済額五十三億円ございましたが、今年一月末ではこれが四十一億円になっております。約十二億円を整理、圧縮したところでございまして、この四十一億円のうち賦課徴収事務を市町村に委任している個人県民税が二十二億円ございまして、残りが県が徴収する十九億円と、こういうこととなります。このうちの約半数について差し押さえ等何らかの処理を行っているところでございます。今後とも、悪質滞納者に対しては厳正な滞納処分を行うとともに、個人県民税につきましても、市町村と一緒に連携強化を図りながら税収確保に努力していきたいと、さように考えている次第でございます。

それから、公債費を抑えるように、あるいは起債を抑えるようにしているのだが、公債費の償還より多いではないかと、こういう話でございますが、本年度も実は、一般的な起債につきましては抑制するように努力したわけでございますが、既にご説明いたしておりますように、交付税措置の制度改正がございまして、新たに臨時財政対策債というものを百億円起こさざるを得ない状況になりました。これがなお新年度の当初予算の起債額をふやした原因でございまして、結果としてはそういうことになっておりますが、内部努力としては精いっぱい努力を続けておりますし、今後も続けてまいりたいと考えております。

それから、医大の、特に委員会の教授が逮捕された。大変これは遺憾に存する次第でございます。イニシアチブをとって指示すべきではないかということでございますが、表立って一々申し上げておりませんが、報告を受ける都度、必要な指示は私としてはいたしておるわけでございます。しかし、従来から申し上げているように、やはりこういうものは、本当の意味で自浄作用を効果的に出すためには、みずから反省して、みずからの手で決意するということが重要であろうかと思えます。そういう考え方でやっているわけでございまして、私は、例えば、今回の再発防止委員会の決定の附帯決議で、すべての教員は兼業による正規の報酬以外には一切現金等を受領しないという、これは教授会の附帯決議をみずからおやりになったということでございます。これは一つでございますが、こういう形でみずから決定してやろうではないかという意思確認をみずからの手で行われる、そういうことが一番、みずから決定したわけですから、当然やっていただけるものと私は確信している次第でございます。そういう形で進めるのが本当に実効が上がる手段と考えている

次第でございますが、しかし、それが至らないときは、従来もお答えしたように、またそのときには対応を考えたいと、さように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（梶川虔二君） 森田健康局長。

◎健康局長（森田倫史君） 医大のアカハラについての再答弁ということでございます。

これが起こりましたのは基礎医学の教室でございますが、この基礎医学には、教授の下に数名の教員がいるわけでございます。それで、基礎医学教室というのは、医大でございますので、医師を養成するためのまず教育、それから、これは公衆衛生の教室でございますので、公衆衛生学的な研究、これをやっていくわけでございます。そういう中で教授はこの教育と研究に対して責任を持っているわけでございますが、また、教授以下の教室員に対しても指導していく、こういう責任があるわけでございます。したがって、教授とその教室員がいがみ合うというような、これはもう非常に異常な事態でございますが、この教授の能力といいますか、あまり格好のよい状態ではないわけでございます。そういうことで、大学当局といたしましては、職務環境管理者という立場からいろいろ聞き合わせをいたしまして、まず、助手からの申入れに対しまして、助手専用の電話を引いております。また、いろいろな事務的な書類、こういうものを教授を通さずに直接事務から手渡しをしておるわけでございます。また、研究テーマでございますが、助手がしたい研究のテーマ、これを自由にできるというふうな、こういう確認をしておるわけでございます。ということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○副議長（梶川虔二君） 綿貫警察本部長

◎警察本部長（綿貫茂君） まず、調査終了のめどについてのお尋ねでございますけれども、ご指摘のように、人事異動等もございまして、三月中には終了すべく努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、新聞等でいろいろ報道されておりますことは承知しておりますけれども、私どもはこの事案に関して新聞等に発表したことは一度もございません。この件につきましては、調査をできるだけ早く終了させて、県民の皆さんに事案の内容を明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（梶川虔二君） 橋本福祉部長。

◎福祉部長（橋本弘隆君） 再度のご質問でございますが、私も、二回ほどでございますが菅原園を訪れまして、入所者の方々から、短い時間ですが、意見を聞かせていただく時間がございました。菅原園の運営は、これまでからも全面的に法人に委託をしておりますが、法人では三十年間にわたる豊富な経験と知識をお持ちになっておられますが、何よりも入所者のことは法人がよく熟知しておられますので、まず園の中で十分お話し合いをしていただくことが大事だと考えているところでございます。

○副議長（梶川虔二君） 藤本昭広君。

◆三十番（藤本昭広君） 知事、先ほどの答弁で、行政大綱をして、行財政改革をして内容を見直していくということですので、それは私も賛成ですので、ぜひともまた、県債を減らして行って、公共事業を見直しつつ返済計画を立てられるようなこともお願いしておきます。

それから、先ほど、局長ね、僕が言うてるのは、この米増教授を学長が一遍呼んできて、おまえ、どうやねんというようなことをやったのかどうか。あるいは、健康局長は一遍向こうへ行っていただいて、米増教授なり原告を呼んで、内容を聞く、そういう県の具体的な努力をしてないということを言うてるわけです。そういうことも、何か裁判あったらどうしようや、もうそれ任せてますねん、検察、裁判所に任せてますだけではないかということも言っているわけです。また予算委員会で言います。

それから、本部長ね、僕が言うてるのは、本部長がいろいろ言うておられるけれども、三月めどというんやったら、初めの答弁で言うてほしいわけや、こんな話はね。それともう一つは、各新聞社、あらゆる形で報道しているでしょう。これ、間違いやったら間違いと言うてほしいわけですよ。正しかったら正しいと。これ言いにくいことはわかるけどね、ある意味では、実際に本部長自体、だれかがあれを言うておると思うんです、内部が。言うてるから、あれ書くんですよ。もう間もなくこうやこうやと、おたくの内部でだれか言うてるよ、これは絶対。それをもし言うてないんやったら、各新聞社とかテレビ局、全部告訴したり訴えたらいいんじゃないですか、自信持って。そやけど、捜査のことについて、ある程度、逮捕のところが辺になってきたらあかんけども、もう少し県民に開かれた県政ということやね、もう先々警察の内部から、五十名を取り調べてるとか、次から次へ書いてるからね、おたくも内部が言うてるんじゃないですか。そういう点でもまた、もう時間がありませんので、予算委員会で追及させていただきます。

以上で質問を終わります。

○副議長（梶川虔二君） しばらく休憩いたします。

△午後二時二十四分休憩

△午後二時四十四分再開

○議長（杉村寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、四十四番新谷春見君に発言を許します。――四十四番新谷春見君。（拍手）

◆四十四番（新谷春見君） （登壇） 通告によりまして議長のご指名をいただき、公明党・新風クラブを代表して質問を行います。

私は、二十一世紀の幕あけを大きな夢と希望を持って迎えました。すばらしい社会であると今まで大きな期待を持って迎えた新しい世紀であります。現状は、バブルの不良債権はいまだに解決せず、景気の低迷、政治の混乱等が続き、不安定な様相を呈しております。このような中、新年度予算の国会審議がなされ、ようやく衆議院を通過したところであります。県は、平成十三年度予算編成に当たり、現在策定中の奈良県新総合計画後期実

施計画に配慮し、「世界に光る奈良県づくり」を目指し、新たな時代に対応する諸施策を上程されたのであります。

私は、ことしほど意義深い年はないと感じております。それは世紀のスタートの年ほど大事なことはないからであります。そして、県にとっても、新総合計画の後期実施計画も発表され、同じく新たなスタートのことし、山積する諸課題に対し、知事は今後どう取り組みをなされるのか、県民の大きな関心どころであると思います。知事におかれましては、新世紀の出発に当たり、将来のため、さらなる行財政改革を進めるとともに、社会的弱い立場の人たちを守るセーフティーネットの整備が望まれているところであります。県として、こうした県民の願いとともに、高齢化、少子化、国際化、ハイテク化に対応しながら、商工業、福祉、環境、教育、文化、観光、人権、防災対策などの諸問題に、県民生活の立場に立脚し対応する責務を果たされることを念願するものであります。そして、県経済環境のさらなる改善と県内企業者の発展を期するため最大の努力を尽くされるよう、強く要望するものであります。以上、所見を述べまして、質問に移らせていただきます。

その第一の質問は、行財政改革の推進に対する県の取り組みについてであります。

今、全国の地方自治体では、将来における地域の命運をかけて、自主、自立的な行政運営のため、システムの整備や財政の健全化など、多くの課題や懸案に対応するとともに、二十一世紀が真にうるおいと安心を実感できる地域社会であるため、あらゆる創意と工夫を凝らして地域住民の福祉の増進を図るため、懸命の努力をしていると言っても過言ではないでしょう。しかしながら、二十一世紀の奈良県が真に住みよい豊かな地域社会であるためには、さらなる行財政改革に取り組み、自主、自立の地方自治の運営のために体力をつける必要があるのではないかと思うわけであります。そのためには、行政運営を効率的に執行しなければなりません。私はかねてより、国、地方を問わず、行政体にはコスト感覚が欠落していたのではなかったのかと思っております。そこで、このコストに関するありますが、民間企業では、経営に弾力性をつけることや、損益分岐点を下げるために躍起になってコストダウンを進めております。このことは行政体にとっても同じであると考えております。県におかれましては、行財政改革の第二次実施計画で、事務事業の見直しや、執行体制の整備、あるいは効率的な事務運営など、多くの実施項目で経費の節約に全力を注がれておりますが、私は特に、公共事業のコストダウンを行うことが金額的にも大きな効果を得ることができるのではないかと思います。

そこで、質問の第一点として、この公共工事のコストダウンに関しまして、県では平成九年に公共工事コスト縮減行動計画を策定され、取り組まれておりますが、これまでの実績と、今後のこのコストダウンをどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

次に、第二点といたしまして、現行の行財政改革第二次実施計画は、平成十三年で終了するとお聞きをしておりますが、十四年度からの行財政改革のさらなる実施に向けて、十三年度はどのような体制、あるいは取り組みをされようとしているのか。以上二点、知事にお伺いをいたします。

次に、平城遷都一三〇〇年記念事業の推進について、知事にお伺いいたします。

この平城遷都一三〇〇年記念事業においては、奈良・平城京の象徴とも言うべき特別史跡平城宮跡における第一次大極殿院が、平城遷都一三〇〇年は二〇一〇年に当たりますが、いにしえをほうふつとさせる往時の姿を復原整備されていることが何にも増して重要なことであると思います。その中であって、新年度の政府予算案において、第一次大極殿正殿の復原着工予算が計上され、先般大きく報道されたところでもあります。このことは、この記念事業の推進に当たっている奈良県にとっては、深い意義を持つと同時に、大きな弾みになるものと喜んでいただいております。県ではかねてから、この復原整備について国に対して強く要望されてきたことは十分に承知しております。そこで、第一次大極殿の二〇一〇年の復原完成に向けて、国はどのような事業展開を想定しておられるのか。さらには、県としても、今後とも国に対して、より積極的な働きかけが必要と考えますが、その所見をお聞かせ願いたいのであります。

また、私は、この記念事業は、奈良が持つ世界に誇れる文化遺産を二十一世紀に継承し、活用しながら新たな文化をつくる、グローバルな交流を推進できる事業として、また、日本文化の発祥の地と言われる奈良のステータスを高める事業として大きな意味を持つプロジェクトだと考えております。そのためにも、計画づくりには時間を十分にかけて検討いただき、夢のある、魅力のあるプランをつくっていただきたいと考えているところであります。今後の計画づくりに当たり、新年度においてはどのような取り組みをなされようとしておられるのか、現在の進捗状況なども踏まえてお伺いをいたしたいのであります。

次に、市町村合併の推進に関する県の取り組みについて、お伺いをいたします。

新世紀開幕の年、地方分権が実行の段階を迎える中、住民に身近な行政サービスを提供する市町村の役割はますます重要なものとなってきております。こうした状況の中、分権の主たる担い手である市町村において、その行政サービスを維持し向上させるとともに、行政規模の拡大や効率化を図る観点から、市町村合併をより一層積極的に推進していくことが、避けることのできない重要な課題であると考えております。

一方、国においては、昨年十二月の閣議決定で、市町村合併後の自治体数を一千を目標とするという共通の認識を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化するなどとされたところであります。県におかれましては、昨年六月には、五十五名から成る数多くの委員をもって市町村行政体制整備検討懇話会を設置し、多角的な視点から議論を積み重ねられるとともに、昨年十二月には、市町村合併について具体的な議論を促す趣旨から、その検討の材料として、具体的な市町村の組合せ案を含む奈良県市町村合併推進要綱を広く県民に提示されたところであります。さて、本年一月からは庁内に市町村合併相談コーナーを設置し、市町村等の相談に応じるとされております。県政だよりなどによる県民の方々への広報・啓発を行うなど、こうした市町村合併についての積極的な取り組みは高く評価すべきものと受けとめているところであります。

合併についてはさまざまな考えがありますが、私の地元の奈良市を例に申しますと、かつて十七市町村がありました。大正から昭和三十年代にかけて、旧奈良町を中心として周辺町村と奈良市が合併し、最後に東部地域を合併した経緯を持っております。そして今日、質の高い行政サービスを三十六万市民に提供するとともに、県都として、名実ともに世界に誇れる都市として発展しております。このような奈良市の事例を参考とすれば、でき得る限り広範に都市部と山間部が合併し、それぞれが持つ特徴を最大限に引き出して地域の発展を図っていくことが重要ではないかと考えております。さらに今日、道路や鉄道等公共交通機関、情報通信手段等の発達により、通勤・通学、レジャー、買物など、日常人々が生活する範囲は以前に比べ格段に広がっており、市町村の行政区域を大きく超えていると言えます。これらのことを考え合わせますと、市町村合併の組合せは、より大きな規模で検討が進められるべきだと考えております。

いずれにいたしましても、市町村合併は、市町村の自主性が基本ではありますが、地方分権の推進、市町村行政の広域化、国、地方の財政状況への対応という観点から、避けて通れない極めて重要な課題であるとともに、合併特例法の法期限が平成十七年三月であることを考えますと、早急に具体的な検討に取り組まなければならない課題であると考えます。そこで、今後、市町村合併の推進に向けて、県として今まで以上に積極的な姿勢を示し、市町村に対する積極的な支援をしていただきたいと思いますと考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

次に、奈良市の中核市移行についてお伺いをいたします。

地方分権が実行の段階を迎える中、住民に身近な行政サービスを提供する市町村の役割はますます重要なものとなっております。こうした状況の中、一定の要件を満たす都市に対して政令指定都市に準じた権限を持たせる中核市制度が平成七年度にスタートし、既に二十七の都市が中核市に移行しております。本県においても、平成十二年四月に施行されたいわゆる地方分権推進のための一括法により、中核市の要件が一部緩和されたことにより、県都である奈良市が新たに中核市となる要件を満たすこととなり、これを受けて奈良市では、平成十四年四月の中核市移行を目指し、取り組んでおられるところであります。この中核市の制度は、保健衛生など住民に身近な事務を、県から中核市、すなわち奈良市に移譲することにより、住民サービスの一層の向上を図るとともに、自主的、主体的なまちづくりを促進しようとするものであります。住民に身近な事務を身近な市町村で処理することを基本とする地方分権の推進に大きく寄与する制度であると確信しております。

こうしたことから、中核市への移行に際しましては、県と奈良市の協力体制が非常に重要であることは言うまでもありません。さらに、本県における地方分権の一層の推進のためには、県としてもこれを積極的に支援していくべきものと考えられるわけであります。また、中核市に移譲される事務のうち保健所に関するものについては、医療、感染症予防、食品衛生をはじめとして広範な分野にわたるというだけではなく、地域保健における広域的、専門的、かつ技術的拠点、さらには地域における健康危機管理の拠点としての機能を

有するなど、特に重要ではないかと考えております。こうしたことを受けて、県と奈良市は中核市に関する奈良県・奈良市協議会を発足させるとともに、特に奈良市の保健所の設置、運営に関しては保健所専門部会を設置するなど、精力的に協議を進められていると聞いております。いずれにしましても、奈良市が中核市への移行を目指している平成十四年四月一日までの残された期間は、あと一年と少しということになってきております。

そこで総務部長にお伺いいたします。今後、奈良市の中核市移行へ向けて県から移譲される事務は、項目も多く、また多岐にわたるものと思われませんが、スムーズな移譲に向けた県としての対応について、お聞かせ願いたいのであります。

さらに、保健所業務について、健康局長にお伺いいたします。これまで県市間で、保健所業務の円滑な移譲に向け、どのような検討、協議が行われてきたのでしょうか。また、従来奈良保健所で所管してきた天理市、月ヶ瀬村、都祁村及び山添村は、これまでどおり県の保健所が所管することになりますが、奈良市が保健所を設置する平成十四年度以降、県としてこれらの地域の保健所業務について、今後どのように対応されようとしているのか、あわせてお聞かせ願いたいのであります。

次に、防災行政無線再整備事業についてお尋ねをいたします。

本県では、県民の生命や財産の安全を確保するため、安全に生活できる県土づくりに向けて、各種防災対策に関する施策が実施されているところであります。最近の自然災害は大規模化するとともに、その被害の大きさも想像以上に大きくなっているように思われます。世界では、トルコ、台湾、エルサルバドル地震などがあり、最近のインド西部大地震を例にとると、マグニチュード七・九で、その被害状況は、死者一万六千人、負傷者十四万六千人、被災家屋約五十五万戸など、甚大な被害が発生しております。日本は世界有数の災害発生国と言われるように、有珠山や三宅島の噴火をはじめ、伊豆諸島群発地震や鳥取県西部地震、さらには東海地方を中心とした集中豪雨など大きな災害が発生し、今なお避難生活を余儀なくされております。本県においても、地震だけでなく、起伏に富んだ地形や気象条件から、台風、豪雨などの被害も多く経験してきました。例えば、昭和二十七年の吉野地震、昭和三十四年の伊勢湾台風、昭和五十七年の台風九号による水害、そして、記憶に新しい平成十年九月の台風七号による風水害では、最大瞬間風速五十九・五メートルに達し、県下全域に甚大な被害をもたらし、県民の生命、財産を奪ったところであります。県民が安心して暮らせる災害に強い県土づくりをいかに築いていくかは、県民の大きな願望となっております。

一方、近年、情報通信機器の高機能、低廉化等に支えられ、情報通信の普及、活用については、目をみはるものがあり、IT革命と言われるように、産業革命に匹敵する歴史的な転換期にあると言われております。国では、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が制定され、電子政府の実現など、各種施策の展開がなされているところであります。本県においても、総合行政ネットワーク形成事業、IT講習推進事業など、県下のIT化を促進するための事業に積極的に取り組まれていることを高く評価するとともに、これらの

施策の推進により、行政、民間を問わず、社会経済のあらゆる分野でIT化が急速に進展するものと期待しております。

さて、災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるための対策として、携帯電話など公衆回線が途絶えても、防災情報を迅速かつ確に伝達、収集を行える独自の無線ネットワークを整備しておくことは、防災対策を円滑に推進する上で特に重要なことと考えるところであります。そこで、昨年度から四力年計画で実施中の防災行政無線再整備事業は現在どの程度進んでいるのか、その推進状況について、知事にお伺いいたします。また、この事業の特色はどのようなものにするのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、都市計画道路の整備についてお尋ねをいたします。

奈良県は、世界に誇る歴史文化遺産と自然景観に恵まれた地域であるとともに、人口増加が続いており、特に、面積で三一%、人口で九六%を占める都市計画区域においては、増加し続ける自動車交通を円滑に処理するためにも、都市づくりの骨格をなす都市計画道路の整備が極めて重要であると思っております。このため、原則的には都市計画事業は市町村の施行とされていますが、市町村はもとより県においても、積極的に都市計画道路の整備に努力をいただいているところであります。一方、都市計画道路は、目指すべき都市の将来像を実現するために都市計画決定されておりますが、都市計画決定された区域内の土地所有者の方々には、一定の建築制限がかかるようです。これについては、事業の進捗を図るためにはいたし方ないこととはいえ、長期間にわたるのはあまり望ましくないと思っております。

現在、県及び市町村においては、大和中央道や中和幹線をはじめとして主要な幹線等の整備に取り組みをいただいているところでありまして、平成十二年三月末現在で、都市計画決定された道路に対して整備延長は約三百四十四キロメートル、整備率は三八・三%となっているようで、一定の評価をしておりますが、ただ、全国平均の整備率四八・五%と比べますと、まだまだ立ちおけている状況にあり、今後とも精力的に整備を進める必要があります。また、私の認識するところでは、道路が都市計画決定されて以来、長期にわたり事業化がされずに経過している路線も幾つかあります。したがって、今後の都市計画道路の整備については、精力的な整備の必要性はもちろんのことですが、他方、都市計画道路の見直しについても検討の必要性を感じております。そこで、都市計画道路に関して今後の整備と見直しの考え方について、知事のご所見をお伺いいたします。

続いて、道路問題であります。土木部長にお尋ねいたします。県道枚方大和郡山線の富雄駅周辺から大和中央道に至る間の整備促進についてであります。

本道路は、奈良県北西部地域の主要幹線道路でありまして、国家的プロジェクトである関西文化学術研究都市への主要アクセス道路としても位置づけされております。また、平成九年には第二阪奈有料道路が開通いたしました。奈良市西部及び大和郡山市からの第二阪奈有料道路中町ランプへのアクセス道路として、また、大和中央道の一部四車線供用により、大和中央道から枚方大和郡山線への自動車交通の流入により、交通量も著しく増

加してきているように思われます。現在、富雄駅周辺、石木橋交差点、あるいは城栄橋交差点において、朝夕のラッシュ時にかなり渋滞しているのが現実でございます。県としても、本道路の重要性を認識していただきまして、三松橋から近鉄富雄駅までの間においては、富雄川河川改修とあわせた街路事業による拡幅工事を進めてこられるとともに、阪奈道路三碓インターから大和中央道の間で、奈良市藤ノ木地内、石木地内及び大和郡山市城町地内でそれぞれ事業に着手をされております。しかし、早期実現に向けて大変努力をされているところではありますが、一部地域の用地取得の難航などにより、その進捗が少々おくらせているように見えます。さらに、富雄駅西側鉄道橋工事等も相まって、騒音や粉じんなど、付近商店街、住民には大変な迷惑もかかっております。そのために、さきにも述べましたように、おのおのの交差点での渋滞を解消し、スムーズな道路交通を確保する上からも、一日も早い完成を強く要望するものであります。先ほど申し上げました事業区間の進捗状況について、明確なご回答を土木部長にお伺いをいたしたいのであります。

次に、医科大学の不祥事問題について、知事に要望いたします。

県立医科大学は、昭和二十年に奈良県立医学専門学校として創設され、物心両面にわたる困難と混乱を乗り越え、今日まで、本県唯一の医師養成機関として新進気鋭の医師を輩出し、本県の医療体制の確立に大きく寄与され、また附属病院においても、県民医療の中核として、保健衛生の確保と健康増進に貢献されてきたところであります。しかしながら、昨年十一月、大阪地検特捜部により、県庁や医科大学の家宅捜査が行われ、名誉教授や附属病院長が収賄容疑で逮捕、起訴され、また一月には、開学以来の、学長も含めた五十人にわたる関係職員の処分が発表されたところでありますが、新たにまた現職教授が収賄容疑で逮捕されるという事態が発生し、多くの県民は、今回の事件で衝撃を受けるとともに、医科大学の体質や現状に不信を抱き、他の教授は大丈夫か、いつまでこの混乱は続くのか、このような状態で医科大学の機能に支障は出ないのか、一日も早く終結し、信頼される医科大学にしてほしいと願っているに違いないと思います。

医科大学においては、不祥事が発生後、兼業等に関する委員会を設置し、教員の兼業や寄附金等の実態調査による事実関係の把握並びに再発防止策が検討されたと聞いております。その一つとして、兼業委員会での兼業審査による兼業許可について、二つとして、寄附金等研究助成金の受入れに伴う透明性の確保について、三つ目、違反者に対する罰則についてなどが教授会で決定され、現在、医科大学の責任において県民の信頼確保に努力されているところでありますが、私は、一部教員による失墜行為が医科大学全体の信頼を損なう結果となったことを医科大学が反省し、この事件を契機に教員として高い倫理性を認識し、多くの県民に対し引き続き高度で良質な医療を提供していくとともに、地域医療にも貢献していくことが、県民の信頼回復を得ることであると考えております。医科大学はもとより、医科大学の設置者である知事には指導力を発揮され、一日も早く県民の信頼回復に努力をしていただくよう強く要望いたすところであります。

次に、教育問題についてお伺いします。まず初めは、県立高校の再編についてであります。

今日、科学技術の発達をはじめ国際化、情報化、少子・高齢化など、我が国の社会情勢は急速に変化しつつあります。また、ほとんどの生徒が高校に進学する状況で、生徒の能力や適性、興味・関心や進路などはますます多様化しています。県教育委員会にあっては、これまで特色と魅力ある学校づくりを推進する中で、特色ある学科やコースの設置、入学者選抜における分割選抜の実施など、県立高校を目指す生徒がそれぞれの目標に応じて適切に高校を選択し、学習できるようにさまざまな改善をなされてきたことは承知しております。

しかし、この激しい時代の変化の中で社会や生徒のニーズは一層多様化しており、こうした情勢を的確にとらえて、新しい時代を担う個性豊かな創造性あふれる人間の育成を目指して、県立高校の質的充実を図っていく必要があるのではないかと考えます。そのためには、生徒一人ひとりの能力や適性、興味・関心、進路を大切にしたい選択幅のある多様な教育の提供を図っていかねばなりません。また一方では、平成元年をピークに今後も生徒数が減少し続け、平成十九年にはピーク時の約六割になると聞いております。少子化による学校の諸活動への影響が懸念されるとともに、多様な教育の提供という観点からも、一定の学校規模を確保していく必要があります。そのためには統合を視野に入れた県立高校の再編は避けて通れない問題です。しかし、これが単に生徒数が減るから高校を減らすという数合わせに終わっては何なりません。

そこで、教育長にお伺いをいたします。この審議会では、中間答申に向けて、現在どのような状況にあり、どのようなことが話し合われているのか。さらに、中間答申から最終答申に向けて今後どのような審議がなされようとしているのか。また、その後の具体的な再編計画の策定に向けてどのように考えておられるのかについて、お聞かせを願いたいのであります。

次に、家庭教育支援についてお尋ねいたします。

二十世紀から残されたさまざまな諸課題の中で最も大切なこと、それは教育改革であります。二十一世紀の日本と世界、そして明日の私たちの社会の行方を大きく左右する問題、つまりは、新世紀を担いゆく若い世代、子どもたちをどのようににはぐくんでいくのかという教育問題は、よく言われるように、教育は国家百年の大計であることはもちろん、今この地域社会に住む私たち自身の課題とも言えましょう。また、大きくとらえるなら、インターネットなど情報通信の発達で、ますます狭くなりつつある地球社会の問題でもあります。

昨年十二月、総理の諮問機関である教育改革国民会議が最終報告を行いました。この報告の中では、教員評価の見直し、開かれた多様な学校づくりなど、また、教育基本法の見直し、奉仕活動への参加など、まだまだ国民的議論が必要な提案もありますが、教育を変える十七の提案として、その第一に、教育の原点は家庭であることを自覚すると提言がな

されております。また、町村文部科学大臣が、教育改革を国民的運動にしようと全国遊説を始められ、その重要施策の一つに家庭教育の大切さを訴えられているという新聞報道がありました。

ところで、私はボランティア活動に関心を持っておりますが、その活動の中で家族そろってボランティアに出かけ、親がこのように社会に奉仕している姿を示し、子どもが学ぶ、また、親子が話し合うなど、さまざまな多くの家族の交流が見られたりして、家庭教育の重要性を痛感している今日、これらのことから私は、家庭教育に大変関心を持っているのであります。

本県においては、県立教育研究所において家庭教育部を設置し、全国に先駆けて家庭教育支援のさまざまな事業に取り組んでいることが新聞等で報道され、その活躍ぶりは承知しているところであり、これまでの取り組みの成果を高く評価するものであります。県教育委員会では、このたび、小学生を持つ親等に子育て支援カードを配り、家庭における親子の対話を深めようというような取り組みも行っているように聞いております。しかし、家庭教育への支援の具体化は、これからではないかと思われま。

そこで、教育長にお伺いします。今後、家庭教育支援の一層の充実を図るためには、家庭教育に関心を持ってもらえるような親等への啓発、ひとりで子育てに悩んでいる親等への支援、子育て支援機関・団体との連携、協力体制の整備等を具体化することが重要なことではないかと日ごろから考えているところでありますが、家庭教育支援推進事業をどのように展開されようとしているのか、お伺いをいたします。

次に、警察問題についてであります。

まず、奈良県警察本部の疑惑事件についてであります。昨日の本会議より、県警の幹部が県内大手運送会社の関連会社から現金二千数百万円を給与などの名目で受け取ったとの疑惑について、総務警察委員会や、さきの質問に対しても、いずれも県警本部長は、調査中であり、はっきりと問題の全容がわかり次第に発表するとの答弁の繰り返しであります。しかしながら、昨年からの県警の不祥事件は、あまりにも多過ぎると思います。また、その内容はさまざまありますが、いずれも、モラルの低さと警察精神に欠けた事件であります。これらの事件調査は監察による取り調べではありますが、すなわち、警察の身内のことを身内が取り調べるわけであり、誠に耐えられない、やるせない気持ちではないかと思ひます。今日までも数多くの事犯を調べ、その真相の追及を行ってきたと思ひますが、果たして正確な調査結果を出せるのか、今県民が非常に関心を持って求めていることは、その真相をはっきりとさせることではないでしょうか。またも起きた警察の不祥事件の一日も早い真相の解明に努められ、県民の皆様にも明らかにし、その責任とおおわびをすべきだと思います。なお、事件の推移については、今後各委員会で質問等を行うことといたしまして、現在までのことにつきましては善処方を強く要望いたすものであります。

最後に、警察本部長に、廃棄物の検挙状況と取締り方策についてお伺いします。

県民の健康や生活環境に直接重大な影響を及ぼす産業廃棄物等の不法投棄事件の取締りは、県民の期待も大きく、県警として最大限のパワーシフトをしていただいて、摘発の徹底方をお願いしたいものであります。残念ながら、全国的に不法投棄事案は年々増加しているようでありますし、奈良県下においても、ことし一月に県警による摘発があったように、少し気を許すと、県立矢田自然公園のような県民の憩いの場であるところまで産廃の現場となっているのが現状であります。また、最近は不法投棄事案も広域化し、他府県のごみが奈良県に持ち込まれることも少なくないと聞いています。県の産業廃棄物対策室等と連携をとるのはもとより、他府県警察との情報の交換も密にさせていただいて、早朝の段階で、原状回復が困難となるまでに検挙をしていただきたいと思うわけであります。

少し本題から離れますが、この四月にはいわゆる家電リサイクル法が施行され、消費者がテレビや冷蔵庫などを捨てる時は、小売店などに不要品の収集や運搬、そして再商品化等のリサイクル費用を負担しなければならないようになりました。これは、消費者やメーカー、小売店などがそれぞれの役割を果たして、資源の有効利用をし、廃棄物の総量を抑制しようとするものであります。この精神が今後の産廃問題解決の基本となってくるものであらうと考えますが、なおさら、営利目的で環境破壊をする不法投棄業者を看過することはできません。徹底した取締りが必要であると考えます。

そこで、県警本部長にお伺いしますが、ここ数年間、廃棄物事犯の検挙状況についてはどうであったのか、また、今後の取締り方策についてはどのような方針を持っておられるのか、お伺いをいたすところであります。

以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)

○議長（杉村寿夫君） 柿本知事。

◎知事（柿本善也君） （登壇） 四十四番新谷議員のご質問にお答えいたします。

第一点は、行財政改革の推進に対する取り組みとして、特に公共工事コストの縮減行動計画の実績と今後の進め方についてのご質問でございます。

これにつきましては、政府が策定した公共工事コスト縮減対策に関する行動指針というものがございます。これに基づきまして平成九年十二月に、全庁的な観点から、奈良県公共工事コスト縮減連絡会議におきまして、奈良県公共工事コスト縮減対策に関する行動計画をつくっております。この行動計画の具体的な内容といたしましては、計画設計段階での見直し、工事発注の効率化、資材費等工事構成要素の縮減、あるいは工事実施段階での合理化、あるいは規制緩和の四つの分野で、百二十二の具体策で構成されておるものでございます。

平成九年から三年間、計画期間として実施いたしまして、平成十一年末までに公共工事のコストを一〇%以上削減することを目標に実施したところでございますが、縮減状況は九・一%を達成したと、こういうことでございます。さらに、平成十二年度以降の取り組みといたしましては、平成十一年四月に、やはり国の方で行政コスト削減に関する取り組

みの方針を閣議決定し、これは全般的な縮減方針でございますが、その一環として、公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針というものが策定されました。同様に、これに基づきまして新たな奈良県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画を策定中でございます。本計画は、今までの取り組みである工事コストの低減のほか、工事の時間的コストの低減、あるいはライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減、工事の効率向上による長期コストの低減の四項目を新たに追加しているところでございます。今後ともこの新行動計画に基づき、全庁挙げて公共工事コストの縮減に取り組んでいく所存でございます。私も内容をご質問に応じて聞いたんですが、大変細かいところの積み上げをやりながらコスト縮減の効果を上げているわけでございますが、それがさらに目に見えた形で出てくるように今後努力してまいりたいと考えている次第でございます。

行財政改革の推進に対する取り組みの第二点は、行財政改革第二次実施計画の終了に伴いまして、平成十四年度からの取り組みについてのご質問でございます。

本県の行財政改革は、平成八年度に行財政改革大綱及び実施計画を策定したことに始まるわけでございますが、平成十一年度にはこの大綱の改定を行うとともに、平成十三年度までを期間とする第二次実施計画を策定して、全庁体制で取り組んでいるところでございます。特に、ご指摘いただきましたように、かねてより行政にコスト意識が重要であるということを認識しておりまして、いろんな機会にその種の呼びかけを職員に対して私もいたしているところでございますが、こういう観点から、現行の大綱と実施計画におきましても、事務事業の必要性、行政効果の再検討、民間委託の推進、あるいは公営企業の経営健全化、公共工事や事務事業の評価システムの構築などを項目として掲げて取り組んでいるところでございます。平成十三年度は第二次実施計画の最終年度でございますので、なお一層の推進を図ってまいりたいと考えておりますが、平成十四年度からのさらなる行財政改革につきましては、今回策定いたします新総合計画の後期実施計画におきましても、新たな時代に対応する行財政システムの構築という柱を加えたところでございまして、この問題に特に焦点を合わせて、行政執行というよりも、あえて行政経営という言葉を使いましたが、こういう行政経営の意識転換を図る、こういうことをしたわけでございますが、このねらいを踏まえて取り組んでいきたいと考えております。あわせて、今日的な課題でございます行政評価でありますとか、財政健全化、県民参加、IT推進、ISO導入等を観点として、平成十三年度におきましては、これらのテーマごとに部会を設置して検討を進めてまいりたいと、かように考えております。二十一世紀の新たな時代に対応する行財政システム構築に向け、基本となる行財政大綱自体の見直し、あるいはそれに基づく新しい実施計画の策定に、今後も全庁挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に第二点目は、平城遷都一三〇〇年記念事業の推進に関連してのお尋ねでございます。

そのうちの第一点は、第一次大極殿院の復原完成に向けた課題についてのご質問でございます。

平城宮の第一次大極殿院の正殿の復原につきましては、平成十三年度政府予算案におきまして、復原工事着手のための経費として四億九千百万円が計上され、その前に、平成十二年度補正予算におきまして材料調達費等の二十九億三千万円が計上されておりますが、これと合わせて、二〇〇九年度の復原完成に向けていよいよ着工される運びとなった次第でございます。これは、ご指摘ございましたように、大変意義のあるものと喜んでおります。この大極殿正殿の復原計画が、去る二月に開催された奈良県古都風致審議会においても承認されたところでございまして、いよいよ工事開始ということになるわけでございます。なお、あわせて、この正殿のほかにも南門と回廊等を含む、大極殿でなく、大極殿院という地区全体の復原に伴う基本設計準備のための経費として七千四百万円を計上されているところでございます。しかし、現下の情勢は大変厳しい財政状況の中にごございますので、西暦二〇一〇年に向けて、歴史・文化国際交流ゾーンの象徴とも言うべき平城宮第一次大極殿院がぜひとも復原されるように、今後も気を緩めることなく、引き続き必要な予算の確保等について、国に対して強力に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、平城遷都一三〇〇年の記念事業の計画づくりでございますが、ご指摘のとおり、やはり深みのある、内容のある計画づくりをしなければならないと考えている次第でございます。昨年三月に策定いたしました平城遷都一三〇〇年記念事業の基本理念、あるいは基本方針をもとに、現在二〇一〇年委員会において、歴史・文化国際交流ゾーンの形成と記念事業の開催についてのコンセプトでございます基本的な概念、あるいは中核となる事業のあり方の方向性などをまとめた構想指針の検討をお願いしているところでございます。この構想指針は今後の計画づくりの指針となる非常に重要なところでございまして、十分論議をさせていただきまして、六月ごろまでにはまとめたいと考えております。さらに、この構想指針をもとにいたしまして、平城遷都一三〇〇年記念事業の具体化に向けた基本的な計画としてのマスタープランを来年三月を目途に策定したいと考えております。一定の方向が示せる時点で、議会をはじめ各方面の方々にもいろいろなご意見をいただきながら、魅力あるプランにしてまいりたいと考えております。この記念事業に本格的に取り組むため、平城遷都一三〇〇年記念事業準備室を新たに企画部に設置して、組織体制の強化も図りたいと考えておる次第でございます。

次は、市町村合併の推進に関するご質問でございます。

市町村合併に関連いたしましては、大変力強いご指摘等をいただきまして、大変ありがとうございます。市町村合併に関連する周辺状況、あるいはその基盤の強化を質問で触れられた次第でございます。その意図するところを体してまいりたいと考えておりますが、現下の情勢を判断しますと、地方分権が実行の段階を迎える中で、少子・高齢化の到来等により、住民に最も身近な市町村の役割がますます増大する、こういう傾向が見込まれます。こうした中で市町村の行政体制の整備を進めていくことは大変重要な課題でございます。

して、その中で市町村の自主的な合併について、具体的な検討が進められることが重要と考えております。

県では、昨年六月に、ご質問にもございましたが、市町村長、市町村議会議長、学識経験者及び各界有識者、計五十五名の委員で構成する市町村行政体制整備検討懇話会を設置して、これまで五回にわたり市町村合併を中心に市町村の行政体制の整備について幅広く議論していただいているところでございます。大変大きな懇話会を設けているわけですが、できるだけ幅広い考え方を交換していただきまして、委員相互に考えは違っていても、その論議の広がりというものに意義を見出したいということで、こういう体制でご論議をいただいている次第でございます。さらに、昨年十二月二十七日には、奈良県における市町村の行政体制整備について、奈良県市町村合併推進要綱と称しておりますが、これを議論の一つのきっかけを提供する趣旨から策定したものでございます。さらに、本年一月からは庁内に市町村合併相談コーナーを設置して、既に市町村や県民の方々からこの問題に対するご質問とかご意見が寄せられているところでございます。もとより、市町村の合併につきましては市町村の自主的な取り組みが基本であると考えられますが、県といたしましても、これらのご論議が積極的に推進されるよう、十三年度におきましても引き続き、先ほど申しあげました懇話会の開催による幅広い議論を通じて機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

また、市町村とか公共団体等が行う市町村合併に関する調査研究事業に対する補助とか、あるいは任意の合併協議会に対する活動経費の補助など、新たな財政支援制度も創設することとしておりますし、さらに、人的な側面からはアドバイザーの派遣などの支援策も充実することとしておりまして、これらに要する経費につきましては、当初予算案に計上してご審議をお願いしているところでございます。この点につきましては、奈良県新総合計画の後期実施計画案についても、地方分権の推進と市町村との連携の充実という視点で触れているところでございまして、機運の醸成に努めるとともに、必要な支援を行うということを明記している次第でございます。今後とも、そういういろいろな手段をとりながら、積極的に機運の醸成を図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

防災対策の充実についてのお尋ねでございますが、一つは、防災行政無線の再整備の現在までの進捗状況と、その特色と、こういうことでございます。

まず、防災行政無線の再整備事業につきましては、平成十一年度から、まず衛星系通信網の工事に着手いたしまして、本年三月末でその整備を終えることとなります。新年度からは地上系通信網の整備を順次行っていくこととしておりまして、平成十五年度の当初からこの二つのルートの通信によりまして運用を開始してまいりたいと考えている次第でございます。再整備の特色としては、防災対策の根幹である情報の伝達とか収集を迅速かつ効率的に高めるため、最新の情報通信技術を用いたシステムを導入することと考えております。

その内容を若干申し上げますと、例えば映像集配信システムということで、これは災害現地に組み立てられた衛星無線局から発信される災害映像を受信して、市町村等の防災関係機関に配信するシステムでございます。あるいは、気象情報配信システムといいまして、気象台から発表される各種の注意報とか警報、あるいは地震情報など、こういう防災対策上重要な情報を随時、自動的に市町村等の防災関係機関に配信するシステムでございます。あるいは、被害情報集配信システムといいまして、これは逆に市町村等から被害報告を自動的に収集いたしまして、集計するとともに集計結果を関係機関に配信するシステムということで、いろいろな最新の技術を用いたシステムを導入することといたしております。また、無線局の数も、衛星系はすべて新設で八十六局、地上系は、病院などライフライン関係を十八局ふやしまして百二十局に充実することとしておりまして、これらの関係機関と十分な連携をとりつつ円滑な運用を図るものとしている次第でございます。これらによりまして、災害時における信頼性の高い、より有効な通信網を実現し、一層の防災体制の実現に努めてまいりたいと考えております。

都市計画道路の整備につきまして、整備と基本的な見直しの考え方について、しかも数字を挙げてのご質問をいただきました。

考え方と申し上げますと、都市計画道路は、やはり長期的な視点から見た都市の将来像に基づいて、その骨格となるように位置づけられたものでございます。したがって、その整備には相当程度の期間を要するというものでございまして、そういう観点からいたしますと、やはり粘り強い推進努力が必要だと考えております。ただ、同時に、ご指摘いただきましたように、長期的に見ると、いろいろな社会経済状況の変動等も予想されるところでございます。その結果、都市の将来像も変わり得るものでございまして、そういう際には、あるべき都市像を踏まえつつ、都市計画道路のあり方についても慎重な検討を加える必要もあると、こういうことでございます。いずれにいたしましても、そういう長期的な視野からやらなければならないが、同時に情勢に応じた判断もしなければならないと、両用の考えを踏まえながら、本県における都市計画道路の整備水準を一層向上させていく必要があると考えておるわけでございます。後期実施計画の線に沿いまして、今後とも、関係市町村と十分協議、連携いたしながら、都市計画道路の整備推進に努力してまいりたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（杉村寿夫君） 関総務部長。

◎総務部長（関博之君） （登壇） 四十四番新谷議員のご質問にお答えいたします。

私に対しまして、奈良市の中核市移行についてのお尋ねがございました。

議員ご指摘のとおり、奈良市においては、平成十四年四月に中核市への移行を目指して取り組みを進めております。県といたしましても、住民の方々に身近な事務をできる限り身近な行政主体において処理し、住民サービスの向上を図るとともに、自主的、主体的なまちづくりを促進するという観点から、奈良市の中核市移行については、これを積極的に

支援するという方針のもとに取り組んでいるところであります。お尋ねの中にもありましたように、県と奈良市との間で、中核市に関する奈良県・奈良市協議会を平成十一年九月に設置し、円滑な中核市移行が図られるよう、県から奈良市へ移譲される事務などに関するさまざまな事柄について継続的に協議を進めているところでありまして、去る二月十五日にも協議会を開催したところであります。

この協議会での議論も踏まえまして、県におきましては、明十三年度には、市職員が移譲事務に習熟できるように、市からの研修職員の受入れや実務研修の実施などに取り組むこととしております。さらに、十四年度以降につきましては、県職員の奈良市への派遣や、必要な施設の貸与などについての協力を現在考えております。なお、奈良市の中核市への移行に関しましては、この二月末から三月初めにかけても、県市合同で総務省や厚生労働省に対しまして必要な説明を行ってきております。今後、奈良市から総務大臣に対して中核市指定の申し出をするに際しましては、まず市議会の議決、続いて県の同意とそのため県の議会の議決などの手続を順次進めていく必要もございまして、引き続き奈良市と十分な連携を図りながら、中核市への移行に向けて積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉村寿夫君） 森田健康局長。

◎健康局長（森田倫史君） （登壇） 四十四番新谷議員のご質問にお答えいたします。

私へは、奈良市の中核市移行に伴う保健所業務の移譲についてでございます。

中核市の業務のうち特に大きな部分を占める保健所業務の移譲につきましては、中核市に関する奈良県・奈良市協議会の中に保健所専門部会を設置いたしまして、県市間で継続的に検討、協議を重ねてきたところでございます。その結果、先般、同協議会におきまして、奈良市からの要望に基づき、現奈良保健所施設の貸与、高度な検査業務等の受託、県職員の派遣及び市職員の研修について、県が積極的に協力することを確認しております。今後も保健所業務の円滑な移行を図るため、引き続き相互に連携を深めるとともに、県として可能な範囲で十分な協力を努めてまいります。また、現奈良保健所が管轄しております天理市、月ヶ瀬村、都祁村及び山添村につきましては、保健医療圏及び住民の利便性などを勘案いたしまして、郡山保健所の管轄に編入することを予定しております。今後、施設整備をはじめ、同保健所の体制強化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（杉村寿夫君） 前田土木部長。

◎土木部長（前田諭君） （登壇） 四十四番新谷議員のご質問にお答えいたします。

私に対しては、県道枚方大和郡山線の整備の進捗に関するお尋ねでございます。

議員ご指摘のように、主要地方道枚方大和郡山線は、県西部における南北方向の主要な幹線道路でありまして、関西文化学術研究都市と第二阪奈有料道路や大和中央道を結ぶ重要な路線となっております。

まず、三松橋付近から近鉄富雄駅付近までの約五百メートル区間の整備については、河川改修事業とあわせた街路事業によりまして、現在鋭意事業を進めているところでございます。街路事業は、当区間の用地買収をすべて完了しまして、富雄駅付近の近鉄富雄川橋りょう及び三松橋のかけかえ工事については、平成十三年度で完了する予定でございます。残り区間の整備については、富雄川改修工事にあわせて行いまして、平成十五年度には完了する予定でございます。なお、この区間の河川改修事業は、護岸工事及び河床の掘り下げ工事を残しているところでありまして、平成十五年度に完成の予定でございます。

次に、第二阪奈有料道路北側では、藤ノ木地内の延長約一・一キロメートル区間の四車線化事業を平成五年度に着手したところでございます。これまでに約七六%の用地取得を完了しております。平成十二年度までに現道拡幅部の約〇・四キロメートルが概成しており、平成十五年度までには完成に向けて、残る用地買収及び工事に努力してまいりたいと考えているところでございます。

次に、第二阪奈有料道路の南側でございますが、第二阪奈有料道路から奈良市石木町地内の石木橋までの延長約一・八キロメートルの区間の四車線化事業を、平成六年度に着手したところでございます。この区間につきましては、平成十二年度で用地買収が完了する予定でございます。現在、橋りょう及び擁壁等の工事を行っておるところでございます。平成十六年度完成に向けて鋭意工事を推進してまいり所存でございます。

さらに、大和中央道と接続する区間となる大和郡山市城町地内の城栄橋までの延長約〇・六キロメートルにおきます四車線化事業については、平成十一年度から着手しました。平成十二年度で用地買収を完了する予定でございます。平成十三年度から工事に着手し、平成十六年度完成に向け、鋭意工事を推進してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（杉村寿夫君） 藤原教育長。

◎教育長（藤原昭君） （登壇） 四十四番新谷議員のご質問にお答えいたします。

第一点のご質問は、県立高校の再編についてのお尋ねでございます。

今後の県立高校のあり方についてご審議を願うために、昨年七月に県立高校将来構想審議会を設置いたしました。以来、審議会八回、小委員会三回が開催され、種々意見が交わされているところでございます。中間答申につきましては現在作成中の段階で、今月中にはまとめられると聞いております。この間、審議会や小委員会におきまして、一つに、高等学校における基礎、基本の充実とともに、総合選択制や総合学科、単位制などの新しい教育システムを視野に入れて、社会の変化とか高校教育に求められるさまざまなニーズにこたえるための県立高校の特色化、多様化の方策について、また、議員もご質問の中で触れられましたように、今後も続きます生徒数の減少がございます。これに対応いたしまして、学校活力を維持し、向上を図るための適正な高校の規模、それと生徒数の推移や通学状況等も考慮した高校の配置について、さらに、これらのことを総合的に勘案しました統合も含めた県立高校の再編の指針について審議をされているところでございます。最終答

申につきましては、中間答申の精査に加えまして、開かれた学校づくりの方策、学校の特色化に対応した入学者選抜のあり方、教職員の資質向上の方策などについて新年度早々から審議をしていただき、夏ごろにはいただける予定でございます。また、最終答申後、審議会委員の方々を中心に、仮称でございますけれども、県立高校再編計画策定委員会を設置いたしまして、具体的な再編計画を作成してまいりたいと考えております。

第二点は、家庭教育支援推進事業の展開についてのお尋ねでございます。

家庭教育支援推進事業は、これまで、家庭での教育を行う親などや地域での子育てを行う人々を対象にして支援してきたところでございます。少し具体的に申し上げますと、家庭教育支援講師を編成いたしまして、家庭教育学級や県内企業の子育てフォーラムへの講師の派遣、家庭教育推進事業への県民の関心を高めるために、子育てに関する一言提言やキャッチフレーズの公募、子育て支援カード、ポスター、パンフレットの作成、配布、テレビ番組「いきいき家族」の制作、放映などによる啓発活動、さらに、親たちの子育てに対する態度や意識の実態把握をするための家庭教育実態調査の実施、また、子育てに悩む親等への電話相談、事業など、種々取り組んでいるところでございます。さらに新たには、一つは、毎月第三日曜日を「家庭教育の日」、愛称を「いきいきサンデー」と考えておりますが、これを設定いたしまして、各家庭において親などが家庭教育や子育てについて見詰め直して、子どもの健全育成に向けて県民の意識高揚を図ってまいりたい。次には、「我が家の子育てスローガン」づくり運動を展開したいと考えております。これは、それぞれの家庭で子どもと一緒に約束事とかルールを守るなどのスローガンをつくって、家族ぐるみで家庭での教育を進めるための契機としてほしいと考えます。そのため、各家庭のスローガンを広く公募して、その展示や広報紙などの掲載等、啓発活動に努めてまいります。また、今年度公募いたしました子育てに関する一言提言、キャッチフレーズを広く紹介するために、子育て絵本を作成、発行いたしまして、子育ての知恵や家庭教育のヒントを与える機会としたいと考えております。今後とも、各家庭や地域で行動に移せるきっかけとなるような事業をさらに充実、発展させまして、県民の家庭教育の意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉村寿夫君） 綿貫警察本部長。

◎警察本部長（綿貫茂君） （登壇） 四十四番新谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、廃棄物事犯の検挙状況についてであります。平成十年中は、室生村における大手産業廃棄物処理業者による一般廃棄物無許可処分事件で五名を検挙するなど、三十四件、七十四名を検挙したほか、平成十一年中は、西吉野村における産業廃棄物の無許可処分事件で五名を検挙するなど、四十九件、四十四名、平成十二年中は三十八件、十九名を検挙しております。この中で平成十一年七月には、兵庫、大阪、広島、奈良、各府県警察による合同捜査本部を設置して、近畿、中国、二管区に及ぶ廃プラスチック類等産業廃棄物の大規模不法処理事件に着手し、平成十二年三月までに本県関係者五名を含む十名を検挙し

ております。さらに本年も、二月末までに、県立矢田自然公園内において産業廃棄物を不法処理していた無許可処分業者及び廃棄物の処分委託業者二名を検挙するなど、十四件、九名を検挙しております。県警察では、本年四月一日から、特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法が本格施行されるに伴い、廃家電製品の不法投棄の増加が懸念されるため、知事部局と連携した環境パトロールを強化するとともに、警察本部に設置している廃棄物一〇番や、県警のホームページ上に開設している廃棄物掲示板を通じて廃棄物に関する情報や相談等を把握し、悪質な不法投棄事犯等に対しては迅速な事件検挙に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉村寿夫君） 四十四番新谷春見君。

◆四十四番（新谷春見君） 知事をはじめ各理事者、詳細にご答弁をいただきました。なお、答弁の困難な問題につきましては、厳しい要望といたしましたので、その要望の趣旨、そしてまた各質問の項目の趣旨をよくご理解をいただきまして、今後の予算執行に当たっていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

なお、時間のある限り、二、三点要望項目を申し上げておきたいと思っております。

二〇一〇年委員会、いわゆるマスタープラン、県民の声を数多く取り入れていただく。新総第二次計画、後期計画をやられたときには、「知事への手紙」とか、こういうぐあいに県民の率直な声を集められましたように、期待する輝かしい一三〇〇年祭のイベントに、県民の声を幅広く取り入れていただきたいと思っております。

それから、市町村合併であります。県下においては農協がもう一本になったわけですね。たくさんの農協それぞれが奈良県下一本になった。非常に困難な合併を農協の方が先にされたということでもあります。したがって、今後の経費の節減とか、いろいろ県側から見ても、各市町村が合併していただくことが、非常に行政の推進がスムーズに行くのではないかと思いますので、大きく、くくっていただきまして、知事の指導力を発揮していただきたい、かように思う次第でございます。

あと、諸課題につきましては、委員会等でまた要望、質問していきたいと思っておりますから、よろしくお願い申し上げます。質問を終わります。

○議長（杉村寿夫君） これをもって当局に対する代表質問を終わります。

○議長（杉村寿夫君） この際、お諮りいたします。

意見書決議を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（杉村寿夫君） 次に、十四番中辻寿喜君より、意見書第一号、「えひめ丸」に米国原子力潜水艦が衝突した 事故に対する政府の迅速・的確な対応を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。――十四番中辻寿喜君。

◆十四番（中辻寿喜君） （登壇） 意見書第一号、「えひめ丸」に米国原子力潜水艦が衝突した事故に対する政府の迅速・的確な対応を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第一号

「えひめ丸」に米国原子力潜水艦が衝突した事故に対する
政府の迅速・的確な対応を求める意見書（案）

日本時間で二月十日、ハワイ・オアフ島沖で愛媛県宇和島水産高校の実習船「えひめ丸」が米国原子力潜水艦「グリーンビル」に衝突されて沈没した。

国におかれては、行方不明になっている九人の捜索と事故原因の解明のため、沈没した「えひめ丸」の早急な引き揚げに全力を挙げるとともに、二度とこのような事故を起こさないためにも原因の徹底解明とそれを含む全ての情報を公表するよう、米国政府に強く要請し、迅速かつ万全の対応を進められることを強く望むものである。

また、危機管理体制について内閣情報集約センターの連絡に事故後一時間近く要したことから、連絡の徹底を図るとともに今後の危機管理に万全を期されるよう要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十三年三月六日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉村寿夫君） 九番今井光子君。

◆九番（今井光子君） ただいま中辻寿喜議員から提案されました意見書第一号、「えひめ丸」に米国原子力潜水艦が衝突した事故に対する政府の迅速・的確な対応を求める意見書案に賛成します。

○議長（杉村寿夫君） 三十四番山本保幸君。

◆三十四番（山本保幸君） ただいま中辻寿喜議員から提案されました意見書第一号、「えひめ丸」に米国原子力潜水艦が衝突した事故に対する政府の迅速・的確な対応を求める意見書案に賛成します。

○議長（杉村寿夫君） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立いたしました。

よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第一号については、十四番中辻寿喜君の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

しばらく休憩いたします。

△午後四時十一分休憩

△午後四時二十九分再開

○副議長（梶川虔二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、八番粒谷友示君に発言を許します。――八番粒谷友示君。（拍手）

◆八番（粒谷友示君）（登壇） 議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

平成十三年度当初予算を概括的に見ますと、先行き不透明な経済情勢を反映して、県税収入は伸び悩み、地方交付税も減少するといった状況の中、二十一世紀の初年度予算という認識に立ち、奈良県新総合計画後期実施計画をもとに、新世紀初頭の県政の課題と目される「人づくりと幅広い社会参加」、「存在感のある地域づくり」、「構造的な課題への直視と挑戦」に力点を置き、特に景気・雇用対策、IT戦略、少子・高齢者対策、環境問題等に積極的にきめ細かく配慮された姿勢が感じられる予算編成がなされていると思います。知事は、平成十三年度当初予算を、「脱皮さわらび予算」と名づけ、二十一世紀の初年度の予算を契機として、生まれ変わる意識で新世紀の諸課題に取り組む新たな芽を育てたいとの考えを打ち出しておられます。清新会としては、財政健全化への取り組みの具体策が示されていない等、幾つかの課題はあるものの、知事のこの考え方に基づく平成十三年度当初予算案については、原則として賛同するものでありますが、その具体的な点について、幾つかを質問させていただきたいと思います。

まず第一点目、産研学の連携と研究開発の推進について、知事にお伺いをいたします。

新しい世紀の幕あけを迎えた今日、我が国の学術・研究には、新たな知識や活力を生み出し、国民の生活や経済活動を支えるものとしての展開が求められています。京阪奈丘陵に建設する関西文化学術研究都市は、このような創造的な学術・研究の振興等を図るための基盤として整備されてきたものであります。高山地区に立地する奈良先端科学技術大学院大学におきましては、情報科学、バイオサイエンス、物質創成科学の三研究科の設置を完了され、国際レベルの非常に高度な先端科学技術の教育と研究を推進する体制を整えていることは、学術・研究、特に科学技術の振興に係る本県の大きな特徴の一つと言えるのではないのでしょうか。また、本県では、従来から工業技術センターなどの各県立試験研究機関において、県下の科学技術振興の牽引役としての研究開発を進めてきたところであります。片や、産業界においては、時代に即応した新しいアイデアや技術を持った若者がベンチャー企業を起こしたり、既存の企業も新産業創造を目指した研究開発に意欲的に取り組まれている動きも見られます。このような情勢を踏まえ、我が奈良県としては、産業界

や各種団体、大学などの教育研究機関相互の異業種・学際交流を進めるとともに、新しい産業を生み出すような研究開発により積極的に取り組み、県民生活の向上につなげていくことが重要な課題であると思います。

そこで、知事にお尋ねをいたします。平成十三年度新規で提案されております産研学交流連携推進事業は、将来的にも大いに期待を寄せるものでありますが、県としてどのように取り組んでいくのか、知事のご所見をお聞かせください。

次に、地方三公社の組織の共通化について、総務部長にお伺いをいたします。

地方自治体の経営において行財政改革は、より効率的な行政運営を進める観点から、一層重要な行政課題となってきております。県におかれては、第二次実施計画において、行政そのものの改革はもちろん、県と関連の深い公社、事業団等についても同様の取り組みをなされているところであります。一方、国においても、行政改革大綱が昨年十二月に閣議決定され、特殊法人の抜本的な見直しなどが今後の行政改革の重要な事項となっております。私はこの点に着目し、公社等、県が出資している法人についても積極的な改革を願いたいと考えているところであります。

さて、今議会に提出されている十三年度予算案の中で、行財政改革の推進の一項目として、地方三公社の類似業務を行う組織の共通化の計画が掲載されているが、開発関連事業等の減少している現状や今後の動向を見詰めたとき、それぞれの公社の健全な経営に向けて、各法人の枠を超えた積極的な取り組みであり、ぜひとも実現していただきたいものと評価しているところであります。そこで、三公社の組織の共通化も含めて、団体の統廃合等、公社、事業団等の改革についてどのように取り組んでいるのか、また今後、公社等の運営に対してどのように指導されるのか、総務部長にお伺いをいたします。

次に、道路整備について、土木部長にお尋ねいたします。

生駒市域の国道一六八号一分バイパスであります。本道路は、第二阪奈有料道路等への重要なアクセス道路であるとともに、周辺地域住民の利便性と安全性の向上のためにも重要な道路であります。しかしながら、昭和五十九年度の着手以来十数年を経過しておりますが、今なお全線開通の目途が立っていない状況にあります。そのため、現道の国道一六八号の朝夕の混雑はますますひどくなっており、渋滞緩和、交通安全の確保の面で一日も早い完成が待たれております。そこで、今後の事業を進めるに当たっては整備目標を明確にするとともに、既に用地買収に協力をしていただいた方々もたくさんおられる中で、いまだに用地買収に応じていただけない方々に対して、土地収用法の適用等の検討も含め、毅然たる態度で臨む必要があると思いますが、この点について土木部長の見解をお伺いいたします。

また、現国道一六八号についても狭隘な箇所等があり、歩行者の安全確保のためにも歩道の整備等を早急に行っていただくよう、あわせて要望しておきます。

次に、生駒市谷田地区と小瀬地区の河川改修についてお伺いをいたします。

今の時期は渇水期ですが、これからは春の菜種梅雨を過ぎまして、六月からの本格的な出水期はすぐにやってまいります。私が思いますには、最近の雨の降り方は、極端に言えば、市町村単位のような局地に、しかも短時間に思いもよらない量が降るという傾向になっているのではないかと思います。例えば、昨年と一昨年、竜田川、富雄川で多大な浸水被害に見舞われましたが、そのときは生駒山の奈良県側で短時間に局地的に百ミリ前後の豪雨を記録しております。生駒市の竜田川流域は、県内でも開発が特に急速に進んだ地域であり、沿川には家屋がたくさん連檐し、しかも流域の面積が小さいため、短時間、局地的な豪雨に対しては特に弱点を抱えていると言えます。事実、竜田川流域の近鉄生駒線付近の生駒市谷田地区や、そこから下流の小瀬地区は、最近毎年のように浸水の被害に見舞われております。県ではそういった浸水被害を解消するために、大和川流域では総合治水対策を進めておられ、河川改修とあわせ流域の保水能力を高める施策を講じておられ、河川改修としては、生駒市内の竜田川で順次重点的に改修を進めていただいているところであり、私としても感謝をしているところであります。しかし、特に最近、浸水の頻度が多い生駒市谷田地区や、そこから下流の小瀬地区の住民からは、一日も早く河川改修を終えていただき、出水期を迎えても安心して暮らせるようにしてほしいという切なる声が、私にも寄せられております。

そこで、土木部長にお伺いいたします。竜田川生駒市谷田地区や下流の小瀬地区の河川改修の進捗と、これかの見通しをお聞かせください。

次に、学校評議員制度について、教育長にお伺いいたします。

昨今、特に青少年による問題行動が多発しております。学校においては先生が、常日ごろから生徒の心や行動の状況を見詰め、素早く対応できるようにされていると思いますが、校外での生活まで指導するには限界があり、保護者や地域との連携が必要ではないかと思えます。保護者や地域の住民の多くは、学校教育に関心を持ち、学校をよくしたいという思いを持っています。しかし、地域の方々からは、学校は閉鎖的である、学校の教育方針や内容が十二分に伝わってこない、問題が大きくなって初めて知ることが多いなど、学校の様子がよくわからないという声を聞きます。また、学校はその経営方針の決定において、生徒の保護者や一部の学校関係者を通して、間接的には社会や地域の声を取り入れてきたかもしれませんが、十分反映されていないとの現実もございます。

私は、昨年二月議会において学校評議員制度の内容について質問してから、約一年がたちましたが、その後、開かれた学校づくりに向け、学校評議員制度を導入した学校の記事を新聞等で見ることが多くなってまいりました。学校評議員制度を導入することにより、学校は、学校の基本的な考え方や、現在行われている教育活動について地域社会に理解や協力を求めるとともに、今後の方向性について意見を聞くことができます。学校評議員制度の取り組みが進んでいる学校では、学校を地域の財産と考え、問題解決と一緒に取り組もうという機運が生まれ、住民の空気が変わってきており、おおむねこの制度に対してはよい評価がされていると思えます。学校評議員制度の趣旨を学校が十二分に理解し推進し

ていくためには、市町村が積極的に取り組む姿勢が大切であると考えます。そのためには、県として姿勢を示すとともに、市町村への助言・指導を行っていくことが不可欠ではないでしょうか。

そこで、教育長にお伺いをいたします。学校評議員制度について、今後本県において学校評議員制度を導入するお考えがあるのか。また、県内市町村の状況についてもお伺いいたします。

以上が私の一般質問であります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（梶川虔二君） 柿本知事。

◎知事（柿本善也君） （登壇） 八幡粒谷議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は、産研学の連携と研究開発の推進についてでございます。

二十一世紀を迎えた今日、社会経済の急激な変化に即応しつつ、広く県民の生活、あるいは活動の向上を図る上で、時代の動きを鋭敏にとらえた学術・研究、あるいは産業の果たす役割は大変大きいものがあると考えている次第でございます。こうした観点から、地域に潜在する学術・研究、産業の諸分野での力を結集し、あるいは連携をさらに推し進めていくためには、産研学の分野での異業種、あるいは学際的な交流を幅広く日常的に進めることが大切だと考えている次第でございます。こういう観点から、お尋ねの産研学交流連携推進事業に取り組んでまいりたいと、このように考えている次第でございます。

現在でも、中小企業間では異業種交流が盛んに進められております。あるいは、個々の研究施設と大学等との共同研究でございますとか、大学間が連携した事業も進んでいる次第でございます。とりわけ本県に立地する大学は、それぞれ異なる分野が多いのですが、特色も多く、学際間の交流は大変興味深いと考えている次第でございます。

こういう観点から、この問題に取り組むため、当面、具体的な事業として新年度で考えておりますことは、一つは交流フォーラム形成準備事業を実施したいと考えております。この事業は、県下の教育、要するに大学等でございますとか研究機関、あるいは諸団体、産業界などを主体にいたしまして、相互の情報交換、あるいは一定のテーマによる課題論議、さらには共同研究へ発展させるなど、自由闊達な交流活動の舞台づくりのための準備検討を行いたいと、さように考えております。そして、逐次各界各層のご意見を承りながら、そうした具体化の方向を模索していきたいと考えております。また、これと並行して、具体的な動きといたしましては、新産業の創出とか産業技術力の強化を目指して、県立の試験研究機関と産業界や大学、他の研究機関との連携及び研究協力を促進する奈良テクノ・コンソーシアム事業を実施してまいりたいと、こういうことを考えている次第でございます。そのため、まず県の研究開発体制の強化を図るべく、関係部局から成る奈良県技術開発促進委員会というようなものを設置したいと考えております。ここで横断的なテーマについての共同研究の実施とか、あるいは中長期的に今後取り組むべき独創的あるいは戦略的な研究開発テーマの抽出調査を実施し、相互の連携・協力関係を定着させていきたいと考えております。これらの産研学の連携・交流の取り組みによりまして、これは、い

わゆる異工業だけではなくて、幅広い産業活動の新しい可能性への一つの挑戦と考えている次第でございます。こうしたいろいろなフォーラムでの議論、あるいは共同研究の中からベンチャー起こしの素地ができたり、あるいは奈良の新しい魅力づくりが行われたり、人づくりができるように、そういう舞台をつくる、そういうことを推進してまいりたいと、こういうふう考えている次第でございます。

以上でございます。

○副議長（梶川虔二君） 関総務部長。

◎総務部長（関博之君） （登壇） 八番粒谷議員のご質問にお答えいたします。

私に対して、行政改革の推進、特に公社、事業団等の改革についてのお尋ねがございました。

公社、事業団などの改革につきましては、現行の行財政改革大綱におきましても、社会経済情勢の動向を見きわめ、よりの確な行政需要を把握するとともに、一層計画的かつ効率的な事務事業運営を図るため、組織、事業内容等の見直しを進めるとされております。これを受けて、特に県の出資の割合が二五%以上の団体に重点を置いて、役割の明確化、経営の健全化及び事業執行体制の簡素効率化などの視点から見直しを進めているところであります。具体的には、平成十一年度、十二年度において、土地開発公社、住宅供給公社などの四公社で、業務の見直しとあわせて課の廃止、統合、また、それに伴う職員数の削減を行っております。十三年度、新年度におきましては、さらに土地開発公社、住宅供給公社、道路公社の三公社について、効率的かつ弾力的な業務運営を推進する観点から、組織の共通化を図ることとしております。具体的には、管理部門の整理を含め、類似業務について組織を共通化しまして、三公社共通の事務局ということで、総務課と業務課を設けることにいたしております。このほか奈良県農業振興公社につきましても、業務を見直し、技術課を廃止するということとしておりまして、公社など全体で十二名の職員の削減もあわせて行う予定でございます。今後とも、社会経済情勢の動向を的確に見きわめ、業務内容やその執行体制の見直しを柔軟に進めるとともに、特に平成十三年度から、公社、事業団の自立的、自発的な経営改善に向けて、十分な経営状況の把握と経営評価手法の検討などを進めるよう指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（梶川虔二君） 前田土木部長。

◎土木部長（前田諭君） （登壇） 八番粒谷議員のご質問にお答えします。

私には二点お尋ねがございました。まず、国道一六八号一分バイパスの整備の見通しと、未買収地の取得に当たって毅然たる態度で臨むべきではないかという点でございます。

議員ご指摘のように、一般国道一六八号一分バイパスは、生駒市小瀬から同市東生駒までの延長二・八キロメートルを、現道の混雑の緩和及び第二阪奈有料道路のアクセス性の向上を目的として、四車線のバイパス事業を実施しているものでございます。平成十七年度を整備目標として、現在鋭意事業を進めているところでございますが、平成九年四月に

部分供用をいたしました四百二十メートルを含めて、第二阪奈有料道路から中菜畑までの間の約一・三キロを本年の四月半ばには供用する予定でございます。今後引き続き整備していくのは、山崎工区六百メートルと有里工区七百メートルとなります。山崎工区につきましては、過去、地元の方々のご理解が得られず、なかなか現地測量にも着手できない状況でしたが、平成十年度には地元の方々のご了承を得ることができまして、平成十二年度までに用地測量と家屋調査を完了したところでございます。現在、用地交渉を進めているところでありまして、これまでに工区全体の三六%の用地を取得したところでございます。また、有里工区については、順次用地の取得を進めてきており、用地の取得率は平成十年度の五八%から現在八一%まで向上してきたところでございます。工事については、用地の取得ができたところから逐次始める予定であり、有里工区は十三年度から、山崎工区は平成十四年度から順次着工してまいる所存でございます。今後とも、用地所有者等の方々のご理解とご協力を得るように用地交渉に努力してまいる所存でございますが、土地収用法の適用についても、土地収用制度活用基準に基づきまして、関係機関と協議して事業の推進を図ってまいることといたしております。

次に二点目のお尋ねでございます。生駒市谷田地区と小瀬地区の河川改修についてのお尋ねでございます。

現在、竜田川の生駒市域において、生駒市小平尾町の市道井出山橋付近から小瀬町の大登大橋付近までの約二・〇キロメートルを改修区間とする小瀬工区、いわゆる小瀬地区でございます。及び生駒市中菜畑から俵口町の県道大阪生駒線までの約二・三キロメートルを改修区間とする生駒工区、これは谷田地区でございますが、これらの区間に関しまして、総合治水対策特定河川改修を実施中でございます。小瀬工区のうち約四百十メートルにつきましては、平成十一年八月出水による災害復旧助成事業を進めているところでございますが、平成十二年七月出水により、市道上田橋の落橋等の被災を受けたことから、仮橋設置を同十月に完了させまして、現在河道拡幅工事を鋭意進めているところであります。当工区につきましては、災害復旧助成事業の区間の平成十四年度完成を目指すとともに、残る上下流区間についても早期完成を図るため、現在用地取得に鋭意取り組んでいるところでございます。生駒工区については、近鉄奈良線下流までの約一・二キロメートルが改修済みであり、残る上流区間約一・一キロメートルのうち近鉄奈良線の鉄道橋及び市道大谷線橋りょうについては、平成十三年度末に完了する予定でございます。これらにあわせ、近鉄奈良線から上流については、現在用地交渉を実施しているところであり、今後とも、地元及び生駒市の協力を得つつ早期完成が図れるよう事業の推進を図ってまいる所存でございます。

以上であります。

○副議長（梶川虔二君） 藤原教育長。

◎教育長（藤原昭君） （登壇） 八番粒谷議員のご質問にお答えいたします。

学校評議員制度の導入についてのお尋ねでございます。

学校評議員制度は、学校運営に関する校長の権限と責任、これを前提にいたしまして、学校運営に関して学校外の保護者や地域住民の方々の意見とか意向を聞き、反映をしながら協力を得る、これとともに学校運営の状況等をご理解いただけることができる制度でございます。

まず、県内の市町村の動向でございますが、市町村立学校の管理運営規則を改正いたしましてこの制度を導入しているのは、平成十三年二月現在で十四市町村でございます。来年度はこれが十九市町村になる見込みでございます。また、県立学校のうち県立樫原高校では、既に平成十年に、学識経験者、地域の代表、PTA代表、同窓会代表などを構成員とします樫高教育懇話会が設置されておまして、地域に親しまれ、開かれた学校づくりについての意見を伺える仕組みとして、いわばこの制度を先取りした学校も見られるところでもございます。県の教育委員会ではこれまでから、このような状況を踏まえまして、PTA活動との整合性、制度運用のあり方など、課題の整理・検討を進めてきておまして、現時点でこの制度は学校運営を支援するものとして評価できるものと考えております。そこで、新年度には県立高校でモデル校を指定して、学校や地域の実情に応じた運営を図るための具体的な検討、さらに、県立学校管理運営規則の改正など、制度の導入に向けた検討を進めてまいります。また、市町村教育委員会にも、市町村立学校での実施に向けての取り組みがなされるよう促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（梶川虔二君） 粒谷友示君。

◆八番（粒谷友示君） 知事並びに関係部長の皆さん、教育長と、ご答弁をいただきましてありがとうございます。

ちょうど六年前に当選をさせていただきました、一回目の一般質問に、私は県行政に対して私の見解を申し上げたことがございました。一つには、当時も、また今日もそうでございますけれども、大変民間企業は厳しい時代でございます。経営者はよりスリムに、よりスレンダーにということで、大変な経営努力をされているわけでございます。私は、行政においてもよりスリムに、特にしっかりと行政改革をやっていただきたいということをお話ししたことがございます。また、行政の中においても、行政と民間とがバッティングする分野において、十二分に民間のノウハウを行政に取り入れることができるんじゃないか、いわゆる行政にももっともっとコスト意識を持っていただきたい、このようなことも申し上げたと思っております。また、民間企業は当然一つの数字として結果が出てまいります。そこで行政にも、投資的効果がどう反映されたか、しっかりとそういう意味では事業評価を取り入れていただきたいということをしたしか私、申し上げたと思っております。

そこで、予算の編成に当たっては、どの首長さんもおっしゃることに、スクラップ・アンド・ビルドという言葉をお使いになるわけでございます。しかし、スクラップ・アンド・ビルドと申し上げましても、いろんな内容がございます。私は、当時たしか、大阪のあきんど商法ということを申し上げたと思います。すなわち、大阪のあきんどは、必要なもの

には思い切って投資をし、必要でないものには一円もお金を出さないという大変シビアな面がございます。私は行政にも、予算にはそのように、必要なものには思い切って投資をし、もう今日までの関連等で必要でないものはカットをし、めり張りのついた予算をお願いしたいということを申し上げたと記憶しております。

そこで、この間知事は、職員の研修におきましても、民間に派遣をされ、民間の厳しさを肌で知る、あるいはまた、民間のノウハウをどう行政に反映できるかというような取り組みもされておりますし、また、年頭のあいさつでは、職員の皆さん方にコスト意識を持っていただきたいというようなあいさつがあったと聞き及んでおります。そんな観点から、この十三年度の予算につきましては、大変厳しい県行政の中で新規事業もかなり取り組まれておりますし、私、大変苦心をされた予算の編成かなと、このような意味では評価をさせていただきます。

そんな中で、先ほど総務部長から、三公社についてのご答弁を賜りました。より合理化、より効率化を図っていきたいというご答弁がございました。答弁には評価をいたしますが、しかしながら、これらそれぞれの公社、あるいは事業団等の所期の目的が達成された部分というの、かなりあるかと思えます。あるいはまた、今日の経済情勢、あるいはまた社会変化の中で、今日まで本来行政がやるべき分野と、行政が既に民間とのバッティングする分野において撤退をしてもいいんじゃないか。今、細部にわたって申し上げませんが、ある部分においては大変リスクを負っている事業もあろうかと思えます。これらの事業については、今まさに大きく見直していかなければならない時期ではないかと思っております。今後なお一層取り組んでいただきたいのと要望をさせていただきます。

先ほど知事から、今度の平成十三年度の新しい事業として、産研学がリンクいたしまして環境整備をされるということでございまして、私もこの事業には大変関心を持つ一つの新規事業だと思っております。交流フォーラムの形成は、いろんな方が参加をするという、まさしく県民参加型の新しいシステムだと思っております。しかしながら、今年度の予算は、基本的なコンセプトをおつくりになるという段階でございまして、今後の来年度以降の事業の成果に期待を申し上げておきます。

続きまして、土木部長からご答弁を賜り、道路行政について大変なご努力をいただいております。私、一般質問の機会のたびに、この一分バイパスについて申し上げております。いよいよ平成十七年度供用開始というお話でございまして、これにはまだまだ越えなければならない高いハードルがございます。私も地元の権利者の皆さん方に、今日まで以上に、微力ではございますけれども、積極的に理解と協力をいただくために参加をしてみたいです。県当局のさらなるお力添えを賜りたいと思っております。

河川改修でございまして、現在、二工区で大変な努力をいただいております。しかしながら、竜田川の河川改修はまだまだたくさんの事業をやっていただかなければなりません。そんな中で、河川改修は特に道路以上に用地買収が困難でございまして。そんな中で、私が思いますに、生駒市は元来、生駒谷と言われるような盆地でございまして、こ

の生駒にはたくさんのため池が点在してございます。そして、これらのため池は今日までは田畑への利水を目的としておりましたが、開発等でこのため池は、現在利用目的が終わったと申し上げる池がたくさんございます。最近の気象変化というのは、特に都市型気象変化の中で、夏には積乱雲が異常発生をいたしまして、集中豪雨を起こすような、特に昨年度の七月はその例かもしれません。そういう意味では私は、このようなときにはこのため池を利用していただき、一時的な調整池というんでしょうか、貯留ができるようなシステムづくりはできないものかと考えているわけでございますけれども、県当局におかれましては、河川改修とあわせて、このため池の利用方法というのが、もしお考えがあるならば、お聞かせ願いたいと思います。

教育長からご答弁いただきました。昨年二月に引き続きの質問でございますけれども、県としても私は、できるだけ早く学校評議員制度の導入について望んでいるものでございます。総論賛成、各論にはいろんな問題が確かに発生し得ることもございます。しかしながら、他の都道府県では既にかんりの地域が導入をされておりますし、そしてまた、その結果も、私が聞き及んでいるところでは、かんりのいい評価を聞いております。現在十四市町村でございますか、まず条件整備をされているということでございますけれども、私はまず、県がどうナビゲーターとしてイニシアチブをとるかということが最も大切ではないかと思っておりますので、今後、学校評議員制度につきましてはさらなる積極的な取り組み方を要望しておきます。

土木部長から一点、再質問としてお答え願います。

○副議長（梶川虔二君） 前田土木部長。

◎土木部長（前田諭君） 粒谷議員から、生駒市俵口地域に点在します、ため池の事業化に向けての可能性に関するご質問であったというふうに理解しますが、ご承知のように、県としましては、大和川流域において、ため池等の貯留施設の有効利用を進めているところでございますが、生駒市俵口地域につきましても、竜田川上流域で現在ため池の利用効果について調査を行っているところでございます。今後検討をさらに進めていきまして、効果が確認でき次第、事業化に向けて生駒市との調整を早急に図って、この事業を何とかなし遂げていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（梶川虔二君） 粒谷友示君。

◆八番（粒谷友示君） このため池につきましては、地元の水利組合の方では、有償、無償と聞きますと、無償でどうぞお使いくださいと。県の事業でありますし、ましてや下流の治水問題について利用できるものであれば無償で結構ですというような水利組合さんのお話も聞いております。ある意味では、この治水については私は、大きなキャパを有する池がたくさんございますので、ぜひとも事業化に向けての協力をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（梶川虔二君） 四番上田悟君。

◆四番（上田悟君） 本日はこれをもって散会されんことの動議を提出いたします。

○副議長（梶川虔二君） お諮りいたします。

四番上田悟君のただいまの動議のとおり決しましてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、明三月七日の日程は当局に対する一般質問とすることとし、
本日はこれをもって散会いたします。

△午後五時十二分散会